

非営利協同による 社会的連帯経済の促進に向けた マイクロクレジット研究会

公正社会の実現をめざし、非営利協同の
社会的連帯経済の具体モデルとして、
フードバンクを共同でつくりましょう！

目 次

はじめに～研究会設置の趣旨と研究会の主たるテーマについて～	1
1. 研究会設置の趣旨	
1)呼びかけ人会の問題意識	
2)研究会の3つのテーマ	
I マイクロクレジット研究	3
1. セーフティネット貸付をめぐる情勢と課題	
1)セーフティネット貸付の定義	
2)高利貸付をめぐる最新情勢	
3)セーフティネット貸付に取り組む非営利の民間組織	
4)セーフティネット貸付の課題	
2. 先行事例の研究と神奈川マイクロクレジット事業仮説	6
1)非営利協同によるマイクロクレジット取組と資金業の法令規定	
2)神奈川マイクロクレジット事業仮説	
3. マイクロクレジットに係る研究会のまとめ	10
II フードバンク研究	11
1. 調査研究報告	
1)フードバンク研究に着手したキッカケ	
2)貧困社会をめぐる情勢と課題	
3)フードバンクの先進事例調査と県内の活動事例	
4)フードバンクの事業スキームと運動モデル	
2. フードバンクに係る研究会からの提言	15
「公正社会の実現をめざす非営利協同の社会的連帯経済の具体モデルとして、 フードバンクを共同でつくりましょう」	
1)神奈川でフードバンクをつくる意義・目的	
2)非営利協同によるフードバンクの設立に向け、意志ある団体による検討会の設置を提案します	
3. 研究会で使用したフードバンク関連参考資料	17
III 研究会資料	22
1)研究会設置呼びかけ文	
2)研究会メンバー一覧	
3)研究会活動日誌	
4)各回の記録	

◇ 講師・ゲストスピーカー ◇

高橋 均さん・石上恵子さん・岡田百合子さん・鳴海美和子さん・藤田愛子さん
久保田修三さん・金指敦之さん・黒沢一夫さん・庄 妙子さん・向田映子さん
上田 正さん・板谷明人さん・齋島一匡さん

はじめに～研究会設置の趣旨と研究会の主たるテーマについて～

1. 研究会設置の趣旨

経済格差を背景に困窮状態にある市民の自立を地域の諸資源の連帶で支援するしくみを、県内の非営利協同組織による運動連帶＝社会的連帯経済によって作ることはできるか、これが研究会設置の最大の動機です。

1) 呼びかけ人会の問題意識

研究会設置に向けて意見交換する中で、呼びかけ人メンバーで一致した情勢認識は以下の諸点です。

- (1) アベノミクス政治の特徴は「強者の政治」にあり、社会分断を加速化し、格差拡大・貧困層の増大をもたらしている。
- (2) 「拡大・成長を志向する社会」よりも、「定常型で持続可能な社会」に向けた経済政策・社会政策が今こそ必要である。人間らしく生きることを実感できる、自助・互助のつながりがあり、関係性の中で自己を創造できる人権・自由・民主主義に向かう社会や経済をめざすべきである。
- (3) 協同組合・労働組合などの伝統的な協同組織が率先して運動連帯し、市民事業組織（ワーカーズコレクティブやNPOなど）とも連携して、社会的連帯経済をつくりだしていくことが必要である。

研究会設置のための話し合いをしていた2015年春は、市民生活に関わりのある3つの法制度が施行・実施された時期でもありました。3つとは「介護保険法改正」「子ども子育て関連3法」「生活困窮者自立支援法」です。前2者は、社会保障と税の一体改革の中で既にその方向付けが為されていたもので、この二つの課題への取り組みは市民自治の観点から重要なものです、私たちは特に生活困窮者自立支援制度に着目しました。

この新しい法制度は、措置的な生活保護行政の周辺に様々な社会要因で存在する生存弱者を、自治体と地域社会の関係当事者で包摂し・支援することを主眼とする新たな取り組みです。この制度は自治体が相談窓口を設置し就労支援を行いながら、生活再生のための支援メニューを通じ保護に陥ることなく自立した生活を取り戻すことをめざすものと言っているでしょう。しかしながら経済困窮（多重債務等）から抜け出すための出口政策（セーフティネット貸付）については、生活福祉資金貸付との連携強化を謳うに留まるなど、生活困窮者の基本ニーズには十分に応えられないのではないかと私たちは考えました。また自治体事務に偏重するのではなく、地域社会の諸資源（市民活動団体、自治会、福祉・医療関係者、労働団体等）との連携が非常に大事であり、このことを可視化する市民サイドからの取組みが求められていると考えました。

これから社会は、増え続けるワーキングプアなど社会保障制度と労働の内在的矛盾が拡大し、更に家族コミュニティが崩壊の一途を辿っている中、高齢者の孤立と経済困窮の深

まりが一層進行します。自助努力・自己責任が声高に語られる中では、多くの人々が声をあげられずより困難な生活に陥りかねません。この「現実」を前にして、社会的連帯を基盤とした運動や事業に、私たち非営利協同組織が率先して取り組んでいく必要があると考えました。

2) 研究会の3つのテーマ

研究会の名称を「非営利協同によるマイクロクレジット研究会」としました。めざすべきは非営利協同組織が連帯する社会的連帯経済モデルの具体化ですが、それでは余りに抽象的で何をめざすかが分かりづらいため、敢えて生活困窮者を対象とした「マイクロクレジット（セーフティネット貸付）」というテーマを掲げました。

研究会では生活困窮者の現状把握と支援活動の実践について学ぶことを皮切りに、「マイクロクレジット研究」と「フードバンク研究」を約1年に亘り行いました。

(1) 生活困窮者の現状把握と支援活動の実践を学ぶ

2015年9月に研究会を立ち上げ、まず生活困窮者の現状と支援活動の実践を第一の研究テーマとしました。現状把握については、県内で既に困窮者支援を実践している（一般社団）神奈川県生活サポート、NPO法人ワーカーズコレクティブ協会、ワーカーズコープセンター事業団神奈川事業本部の3団体から報告を受けました。

第1回研究会 9/19 (一社) 神奈川県生活サポート 石上恵子さんの報告

『生活困窮者支援 15年の実践から
～路上生活者自立支援から障がい者グループホーム・就労
支援B型作業所の開設・運営へ』

第2回研究会 10/17 (特非) ワーカーズ・コレクティブ協会 岡田百合子さんの報告

『共に働く』をめざして 一就労支援の実践から
センター事業団神奈川事業本部 鳴海美和子さんの報告
『域循環型資源による持続可能なまちづくり・仕事おこし』

(2) マイクロクレジット研究

マイクロクレジットについては、東京都で10年間多重債務者支援のセーフティネット貸付事業を行ってきている（一般社団）生活サポート基金、2015年4月より生活協同組合によるセーフティネット貸付事業を始めた生活クラブ千葉の取組みについて報告を受けました。また岩手信用生協で多重債務者支援を行い、現在日生協で生活相談貸付事業アドバイザーを務めている上田正さんから、消費者信用の現状とセーフティネット貸付の課題について報告を受けました。

第3回研究会 11/31 (一社) 生活サポート基金 藤田愛子さん、久保田修三さんの報告
『市民が市民救う～一般社団生活サポート基金の10年の実践』

第5回研究会 1/23 生活クラブ千葉 庄妙子さんの報告

『生活クラブ千葉の生活相談・家計再生支援貸付事業』

第7回研究会 3/12 日生協生活相談貸付事業アドバイザー 上田正さんの報告

『消費者信用市場の変化と相談事業からみえるくらしと家計の変化』

(3) フードバンク研究

静岡県労働者福祉協議会が進めてきた労働組合・労働金庫による地域ファンド創出というユニークな実践の現地ヒアリングを行う中で、静岡県労福協と生活困窮者自立支援を行うNPO法人POPOLの連携でフードバンク事業を立ち上げたことを知りました。このことをきっかけに、研究会事務局でフードバンクに関するフィールド調査を行うと共に、研究会及び講演会の開催を通じて、フードバンク研究をすすめました。

第4回研究会 12/15 静岡県労福協 金指敦之さんの報告

『静岡県労福協の実践に学ぶ

～「地域役立資金」を活用した安心・共生の地域社会づくりと
フードバンクの設立』

講演会 3/19 フードバンクふじのくに 鈴木和樹さんの講演

『フードバンクふじのくに～コンソーシアムでつくるセーフティネット』

第9回研究会 7/9 共生地域創造財団前事務局長 菩島一匡さんの報告

『社会的共通資本としてのフードバンク

～地域福祉と社会参加を意識したフードバンク活動』

I. マイクロクレジット研究

1. セーフティネット貸付をめぐる情勢と課題

1) セーフティネット貸付の定義

『家計相談を通じた伴走的な支援を伴う小口の無担保融資（マイクロクレジット）』

セーフティネット貸付は、「顔のみえる融資」とも言われ、政府の多重債務問題改善プログラム（2007年）で提唱されました。銀行等の金融機関からの融資が受けられず、高利の貸金業者に頼ることで多重債務に陥った人々に対して、「相談者との顔の見える関係を構築することによって、相談者のリスクを下げる地道や努力としての、丁寧な事情聴取、具体的な解決方法の相談、事故のモニタリングを前提として、返済能力が見込まれ、多重債務問題の解決に資する場合に限って、低利の融資を行うこと」（同プログラム）と定義されますが、端的に『家計相談を通じた伴走的な支援を伴う小口の無担保融資（マイクロクレジット）』のことです。

2) 高利貸付をめぐる最新情勢

(1) 1100万人が高利の融資を受け、その内の3人に一人は返済が滞っている

低利融資を受けられず、貸金業者や銀行の高利の融資に頼らざる得ない人は、2015年12月20日現在1100万人を超え、一人当たりの借入額は約40万円と言われます。1100万人と

いう数字は、実に生産労働人口の 6 人に一人ということであり、その内 401 万人は返済が滞り、事故情報登録（いわゆるブラックリストと言われる）され、金融や保証機関への通常のアクセスができない状態にあります（第 7 回研究会上田氏報告）。

また生活が苦しいという世帯は 6 割を超え（2014 年度国民生活基礎調査）、金融資産（預貯金、有価証券、保険等）を全く持たない世帯は 3 割を超えており（30.9%／家計の金融行動に関する世論調査 2015 年）のが現実です。

（2）新たな多重債務者増加の温床「銀行のカードローンとクレジットのリボ払い」

2007 年から段階的に強められた貸金業規制によって多重債務者の数は減少します。上限金利制限（最大 20%）、財政的要件の強化（純資産額 5000 万円以上）、総量規制（貸付金額は年収の 3 分の 1 以下）が実施され、貸金業者の数は 2007 年 11,000 社から 2016 年 1900 社余りに激減しています。

しかし貸金業規制の裏側で銀行の個人向け無担保ローン（いわゆるカードローン）による債務者が激増しています。銀行は個人向け無担保ローンのノウハウを持っていないため、アコムやプロミスといった貸金業者を保証会社としています。「入口は銀行、出口は貸金業者」と揶揄される実態が進行しています。銀行は貸金業法規制を受けないため、総量規制もありません。銀行のカードローンとクレジットのリボ払いが、新たな多重債務者増加の温床となっています。

3) セーフティネット貸付に取り組む非営利の民間組織

～信用生協・市民金融・生活協同組合～

今現在セーフティネット貸付に取り組んでいるのは、消費者信用生協（岩手・青森）、一般社団生活サポート基金、グリーンコープ 5 生協（ふくおか、くまもと、おおいた、ながさき、やまぐち）、みやぎ生協、生活クラブ千葉の 9 組織です。相談を重視している地域金融機関はありますが、家計相談を手段として伴走型支援を行う貸付組織は、この 9 組織だけです。

信用生協は相互扶助理念の下に貸付業務を認められていますが、ここ数十年は新たな認可が認められていません。信用生協（岩手・青森）が日本で唯一です。岩手信用生協は 1980 年代末から、行政と連携し、多重債務の借り換えローンで大きな実績を挙げました。

東京都の一般社団生活サポート基金は、当初信用生協をめざしましたが東京都の認可を得られず、一般社団の法人格で貸金業登録をして、相談・貸付事業を始めました。設立に際しては市民有志・生協（生活クラブ東京・パルシステム連合会）が 9100 万円の基金を拠出し貸金業のインフラ整備を行い、更に市民ファンド（社債）募集で貸付原資を確保しました。生活サポート基金は、東京都が熱心に取り組んでいる多重債務者支援の相談業務を受託し、これによってセーフティネット貸付に不可欠な相談業務に要する人件費コストをカバーすることで、事業の継続性を担保しています。

生協の行う貸付事業は、共済事業（組合員への小口貸付）に位置づけられています。生協

には金融業務が認められていませんので、銀行のように預金を原資に貸し付けるのではなく、組合員拠出の出資金を原資に、組合員を対象に小口現金を貸し付けるという方式を取っています。生協によるセーフティネットの貸付の草分けはグリーンコープふくおかです。福岡県と連携し、多重債務相談を県から受託し、生活困窮者への相談・貸付事業を2006年から始めています。グリーンコープふくおかの事業の特徴は行政（県）との連携にあります。その後みやぎ生協が2013年9月から相談・貸付事業を始めますが、行政からの補助はなく、生協独自の事業として行っています。生活クラブ千葉（2015年4月事業開始）も同様です。

4) セーフティネット貸付の課題

(1) なぜ取組がすすまないか

国が提唱するセーフティネット貸付は「顔の見える融資」として、家計相談による伴走支援を推奨しています。国は協同組合金融（信用金庫、信用組合、労金、農協・漁協）が、相互扶助組織として地域貢献の位置づけでセーフティネット貸付に取り組むことを期待しています。しかし相談といふいわば福祉分野の業務は効率化ができない分野ですから、当然コストが嵩みます。低金利時代に入り、貸付利息収入を以て相談と貸付の両方の業務コストを賄うことはとてもできないということで、協同組合金融によるセーフティネット貸付は現在も進んでいません。

生協が共済事業として組合員への小口貸付を行うことにゴーサインを出したのは、2008年の生協法改正の時です。国（厚労省）の、福祉の担い手としての生協への期待が、ここにもよく表れています。金融分野は金融庁管轄なので、生協のセーフティネット貸付は「福祉領域」に位置づけられていると云つていいと思います。穿った見方をすれば「金融分野を侵さないのでから、生協に小口貸付事業をやらせてもいいじゃないか」ということです。

生協の貸付事業は、共済事業（たすけあい）に位置づけられ、借り手は組合員になることが必要です。貸付原資は組合員の出資金（既存出資金を活用する場合と特別出資金を呼びかける場合の両方がある）です。生協の貸付事業は生協法を根拠法としているため貸金業法規制を受けません。従って金融機関や貸金業と同等の管理レベルは求められないものの、貸付利息すべてのコストを賄うという事業モデルに立つ以上、相談・貸付業務の双方に要する費用を賄うための事業規模が要求されます。生協の貸付金利は生協法施行規則で年利12%以下と定められており、実際には年9%で貸付を行っていることを考えると、最低でも4億円以上の貸付が必要となります。グリーンコープふくおかは、行政との連携（相談業務受託）があるため事業採算ラインにあると言われますが、行政と業務上の提携がない、みやぎ生協は事業採算ラインには届いていません。

(2) セーフティネット貸付における公（自治体・国政府）の役割と、福祉と金融をつなぐ新たなセーフティネット貸付への政策討議の必要性

「自己責任」論理から云えば、自己破産も貸し倒れも、借り手・貸し手の責任であり、国・自治体は何もやらない方がよいということになります。しかし一方で貧困が社会的に生み

出されるものもある以上、人々が経済的な破たんを免れるための一定のサポート機能を政府（自治体・国）は果たす必要があります。実際、税金拠出による福祉的貸付制度として「生活福祉資金制度」があります。生活福祉資金制度の歴史は古く、創設は1955年まで遡ります。制度のスキームとしては、貸付原資は国が2/3、都道府県が1/3を負担し、事業実施主体は都道府県社協です。事務費についても国と都道府県が折半で負担しています。少し古いデータですが、2007年度の貸付原資規模は国全体で2065億円、貸付残高967億円という数字があります。生活福祉資金制度は最後のセーフティネットといわれる生活保護のひとつ手前の制度と位置づけられており、その意味では生活困窮者自立支援制度と立ち位置は同じだと云えます。

生活福祉資金制度は救貧を目的とした公的融資制度です。生協の貸付は共済事業（たすけあい）に位置づけられています。貸金業は預金受入れができないので、金融より一段下にあり、金融と言えるのは銀行や協同組合金融だけということになります。また所管官庁という点では、生活福祉資金制度と生協貸付事業は厚生労働省で、貸金業・銀行は金融庁です。このように根拠法など制度的にはクリアなのですが、お金の貸し借りという事業が、福祉であったり、金融であったりします。そうなると「セーフティネット貸付」は単なるスローガンなのか「政策」であるのか非常に不分明です。セーフティネット貸付は、福祉からアプローチしようとすると実は金融と言われ、金融からアプローチすると実は福祉なのだと言われ、両義的で政策論争を拒否しているのです。むしろ、セーフティネット貸付を「救貧的・防貧的な個人向の融資政策」とはっきり位置づけ、これを進めるための政策討議を行うことが、今まさに求められています。

セーフティネット貸付に取り組んでいる9組織は全て非営利組織です。セーフティネット貸付は、家計相談という福祉的伴走支援を必須とするため、単なる金融事業モデルでは成り立ちません。ここにセーフティネット貸付の特徴と課題があります。補完性の論理に立てば、個人やアソシエーションで為し得ないことは自治体が、自治体では成し得ないことは国政府が行うべきということです。既に紹介したように一部生協や市民事業（非営利型一般社団）が、協同の資源を以てセーフティネット貸付に取組み始めています。しかし協同の資源だけでは事業継続が展望できず、その取組は広がっていません。今こそ、福祉と金融をつなぐセーフティネット貸付について真摯な政策討議を始めるべきだと考えます。

2. 先行事例の研究と神奈川マイクロクレジット事業仮説

1) 非営利協同によるマイクロクレジット取組と貸金業の法令規定

・実施団体の概要

マイクロクレジットの先進事例は、信用生協・消費生協・市民基金であり、法人格・根拠法を整理すれば別表のようになります。

・貸金業に関する法令上の規定

2007年から段階的に進められた貸金業法規制によって、貸金業を始めるにあたっては以下の要件をクリアすることが必要です。

- ・財政的要件 純資産額 5000万円以上
- ・貸付上限金利 年 20%以下
- ・遅延損害金 年 14.6%以下
- ・総量規制 貸付金額は年間個人所得の3分の一まで
- ・貸金業取扱主任者の配置義務
- ・指定信用情報機関への加盟が必要 等

団体名	法人格	適用法律
消費者信用生協 (岩手・青森) グリーンコープふくおか他 みやぎ生協 生活クラブ千葉	生協法人	生協法 (施行規則)
生活サポート基金	一般社団法人	貸金業法

2) 神奈川マイクロクレジット事業仮説

当研究会メンバーである協同組合・労働組合等が中心になってマイクロクレジット事業組織を立ち上げようとする場合、貸金業登録を行い、貸金業法の下で事業を行うことになります。

法人形態は、団体が会員となって法人を立ち上げるという点で、一般社団法人が相応しいと考えました、検討にあたって参考にしたのは、みやぎ生協と生活サポート基金です。

(1) みやぎ生協の実践

みやぎ生協は組合員数70万人、県内組織率72%、年間供給高1000億円超の基盤がしっかりした生協です。相談・貸付事業には2年を超える組織討議を経て2013年9月より取り組んでいます。

取組実績については経営データ含めて情報公開されており、大変参考になります。経営実績表(次頁)にあるように事業収入は利息収入のみなので、貸付額によって収入が決まります。費用支出は直接経費で約3400万円、これに本部経費(管理費)920万円を加えた4220万円の費用を利息収入で賄う必要があります。貸出金利は9%ですから単純計算では、4億7000万円程度の貸付残高が必要となります(次ページ表参照)。

2016年3月にみやぎ生協に取材に行った時には、人件費は相談対応や貸金の回収業務など相談・貸付に必要不可欠な経費なので、固定費(物件費)の削減とこの事業に関する広報強化(県広報の協力等)の二つが事業自立のキーポイントだということです。

(2) 生活サポート基金の実践

生活サポート基金は当初は信用生協づくりをめざしたということは既に触れました。しかし東京都の認可が得られず、貸金業登録を行い、独自の貸付事業を始めました。スタート時点では業務システム構築や運営ノウハウについて岩手信用生協人脈でのサポートを受けた

<みやぎ生協 生活相談・家計再生支援事業 直近損益>貸付金利
年利 9% 融資上限 300万円 返済 5年以内

月度相談室数値	2013年度実績	2014年度実績	2015年度実績
新規相談件数	445	562	458
貸付契約件数	186	207	108
貸付契約率	41.8%	36.8%	23.6%
貸付金額(千円)	183,670	175,673	88,090
平均貸付額(千円)	987	849	816
償還金額	15,701	80,165	83,492
年度末貸付残高	167,969	263,477	268,075
利息収入	2,711	18,733	18,657
人件費	27,281	16,450	14,928
物件費	24,841	27,246	19,382
地代家賃	4,843	3,242	3,115
研修採用費	144	86	28
減価償却費	871	1,883	1,883
リース代	577	744	744
租税公課	42	458	15
水道光熱費	290	468	427
広報費	7,878	3,252	936
消耗品費	1,716	615	407
通信費	791	1,040	1,040
交通費	1,300	274	30
調査費用	1,651	760	955
貸倒引当金	3,839	13,559	7,400
雑費	899	527	87
貸倒損失	0	490	1,292
事業経費	52,122	43,696	34,310
事業剰余金	-49,411	-24,963	-15,653
金利負担	65	108	150
本部経費	456	13,229	9,239
経常剰余金	-48,049	-33,777	-25,042

※2013年度は9月開設で半年稼働。

※2013・14年度はくらしの安心サポート部としての経費支出。

京都の労金への資金預託による「労金融資（金利年 3.5%）」です。この出口に行ける人は極めて少なく、相談者の3%程度です。

独自事業（金利年 12.5%）では都事業では融資に至らなかった人の一部に対して融資を実行しています。融資条件のハードルを下げて対応しているものの、返済可能性が低い人は貸付することができない訳で、相談者の多くは融資以外の解決策を模索することになるざるを得ません。

生活サポート基金は相談事業受託収入があるため単年度の経常収支は黒字となっています。但し、貸付残高が2億2000万円という事業規模にあっては自立可能な事業モデルについてはまだ達成途上であると考えられます。

・生活サポート基金の概要

生活サポート基金は2005年に生活クラブ東京・パレスシステム連合会・市民有志によって

といいます。設立時基金は、システム構築などの初期費用やランニングコストに使われています。

生活サポート基金の独自貸付事業（生活再生ローン）は、貸付原資を市民有志や設立団体及び協力団体に出資を仰ぎ調達しています。2013年11月現在で「個人再生ファンド」の出資残高は3億1500万円で、同年同月末の期末貸付残高が2億1900万円ですから、貸付に関する場合はファンド募集で全て賄っています。

生活サポート基金は東京都の多重債務者再生事業（以下東京都事業）の相談業務を受託しています。この東京都事業の「出口」は東

中間法人として設立（2009年に一般社団に変更）、2006年に貸金業登録を行いました。

・基金構成

社団組織では出資金では「基金」と呼びます
が、意味合いは出資金と同じです。

☆基金総額	9100 万円
内訳	
市民有志（13名）	5600 万円
生活クラブ東京	2000 万円
パルシステム連合会	1500 万円

・二つの事業

i. 東京都多重債務者生活再生事業における相談業務の受託

東京都が基金（当初10億）を拠出し、都社協を通じて労金に預託し、労金が生活再生のための貸付事業を行っています（金利3.5%）。生活サポート基金はこの東京都事業の相談業務を受託し、中央労金と連携して相談・審査の一翼を担っています。

ii. 独自貸付事業（生活再生ローン）

東京都の生活再生事業は中央労金との業務提携で貸付事業を行っていますが、生活困窮者を広くカバーするに至っていません。そこで、生活サポート基金が独自に資金調達し、リスクが高い貸付案件に対して生活再生ローンを行っています。

●個人再生ファンドの目標金利は1.5%

☆個人再生ファンド出資状況 2013年9月現在 主な調達先	
パルシステム連合会	5000 万円
生活クラブ東京	3000 万円
未来バンク事業組合	3000 万円
東京C B	2000 万円
個人（124名）	1億 2100 万円
合計	2億 5200 万円

●貸付実績（生活再生ローン）単位：件、千円

	第8期	第9期	第10期
貸付件数	81	73	57
貸付金額	125,100	100,588	79,715
期末貸付件数	222	221	193
期末貸付残高	239,756	253,710	219,272
貸し倒れ金額	913	354	0
貸し倒れ率	0.38%	0.14%	0%

* 第10期は2014年12月～2015年11月

資金調達は「個人再生ファンド」という名称で広く募集し、3億1500万円（2015年11月末現在）の資金を集めています。出資者の内訳が分かるのは2013年9月現在のものなので、そのデータを示します。

（3）神奈川マイクロクレジット事業仮説

以上の2事例を踏まえ、神奈川におけるマイクロクレジット事業仮説を検討しました。

①法人形態は一般社団とする

神奈川マイクロクレジット事業仮説では法人形態を一般社団法人としました。一般社団は個人・団体を社員（メンバー）として、事業に必要な資金（基金という）を持ち寄り事業を行う、そのような法人形態です。公益法人改革によって一般社団は定款登記によって設立が可能となっています。

②設立時基金の規模は2億5000万円を想定する

設立時の所要資金は、設立に賛同する協同組合・労働組合等からの出資となります。

所要資金の試算に当っては、「初期投資」「初年度ランニング費用」「初年度貸付資金」の3つについて、生活サポート基金、みやぎ生協の事業実績を参考にして試算しました。

・初期投資 1800万円

最大の初期投資は貸金業務管理システムの開発費用です。生活サポート基金がシステム更新を予定していたため、その見積金額を根拠に試算しました。その他初期投資には事務所賃貸のための保証金や器具備品などが実際には必要となります、ここでは省いています。

<前提> 基本ソフトは無償提供 単位：万円

	取得費	年額
カスタマイズ費用	1200	240（5年償却）
サーバー取得費用	600	120（5年償却）
ランニングコスト（年額）		235
	1800	595

・ランニングコスト 3995万円

みやぎ生協の経営実績を参考としました

単位：万円

事務所賃借料	金額	備考
人件費	1800	4名体制。正規職員1名、嘱託職員3名で試算。
物件費	1745	家賃月額25万、減価償却費、その他物件費
貸倒引当金	400	
	3945	

・開始当初の貸付原資 1億8000万円 *みやぎ生協初年度貸付金額

・所要貸付原資は5億円を見込み、その確保については生活サポート基金に学び、市民ファンド募集を検討する。

③自立ラインの事業規模として貸付残高5億円を見込み、5ヵ年での達成を見込む

相談対応・貸金管理に要するランニングコストに加えて貸金業規制をクリアするための管理コストが必要となるため、自立ラインの事業規模は高まることが想定されます。事業規模としては貸付残高5億円を見込む必要があります、自立ライン達成には5年程度かかることを覚悟する必要があります。

3. マイクロクレジットに係る研究会のまとめ

マイクロクレジットについては、現段階では一旦断念します

- ① 経済困窮に陥り、生活再生に困難を抱えている人は多数居り、マイクロクレジットの普及・拡大は社会政策上緊急性の高いテーマであることは確かですが、相談・貸付を一体で行うセーフティネット貸付に関する国の政策は未形成の段階です。相談に関する行政の補助がある場合は、事業の持続可能性が広がりますが、相談・貸付の両方を目前の資源だ

けで行う場合は、持続可能な事業モデルの達成には困難が予測されます。

- ② またマイクロクレジットは、非営利協同の社会的連帯事業の最初の取組みとしては多額な資金結集を要するなど極めてハードルが高いことは事実です。
- ③ 以上の点から、マイクロクレジットについては、現段階では一旦断念します。今後に向けては、本研究会の調査・研究活動の成果を、各参加団体で共有されることを期待します。

II. フードバンク研究

1. 調査研究報告

1) フードバンク研究に着手したキッカケ

「はじめに」に述べたように、本研究会では12月の第4回研究会以降フードバンク研究に着手しました。キッカケは第4回研究会のゲストスピーカーをお願いした静岡県労福協金指専務への現地ヒアリングです。ヒアリングでは静岡県労福協の地域役立資金（労働組合の労金利用配当金によるファンドづくり）の取組取材が中心でしたが、労福協と生活困窮者自立支援に取組むNPO法人が共同で発議して、フードバンク事業に取組み始めたことを知り、社会的連帯経済の実践例として注目しました。

また2月4日に研究会呼びかけ人会を開催し、神奈川マイクロクレジットの事業仮説をめぐって意見交換を行った際に、仮にマイクロクレジット事業について提言ができなかつた場合、社会情勢はより逼迫の度を強めている中で、連携して社会的弱者に向き合う具体的な運動・事業への取組検討を進めるべきであり、具体例としてフードバンク事業についての研究を進めようという意見が出されました。

これを踏まえてコープフードバンク視察（3/4）、フードバンクふじのくに講演会の開催（3/19 かながわ生き活き市民基金理事会主催）、フードバンクかわさき視察（4/19）、セカンドハーベストジャパン本部視察（6/2）、セカンドハーベストジャパン大和倉庫視察（7/4）、第9回研究会での齋島匡さんの講演「社会的共通資本としてのフードバンク」（7/9）を行い、検討をすすめてきました。

2) 貧困社会をめぐる情勢と課題

（1）貧困と格差の広がりと深まり

相対的貧困率は民主党政権時の2009年10月に初めて公表され、以来3年毎に相対的貧困率・貧困ラインに係る年間可処分所得データが公表されています。いざなみ景気初期の2003年の相対的貧困率は14・9%（子ども13.7%）、10年後の2012年の同データは16.1%（子ども16.3%）です。2012年の貧困ライン（可処分所得）は、単独世帯で122万（月平均約10万）、親子2人約173万（月平均約14万）、親子4人約244万（月平均約20万）と公表されています。貧困ラインは「上限」ですから、これ以下で暮らさなければならない人々

が多いということは考えなければなりません。特に厳しいのは、ひとり親家庭（相対的貧困率 54.6%）、高齢女性単独世帯（相対的貧困率 44.6%）です。

（2）「横浜市子ども貧困対策に関する計画」の調査から見える特徴的な実態

子どもの貧困対策大綱（2014年8月閣議決定）が定められて以降、幾つかの県や政令市で子どもの貧困調査が行われています。以下は横浜市の調査からの資料抜粋です。

・満足に食事を摂ることができない世帯が増えている

Q) 過去一年にお金が足りなくて必要とする食料が買えないことがあったか？

A) 市民アンケート よくあつた 0.6% +ときどきあつた 4.0% → 4.6%

ひとり親世帯 よくあつた 2.6% +ときどきあつた 14.0% → 16.6%

貧困線以下世帯 よくあつた 3.5% +ときどきあつた 15・7% → 15.7%

・社会的孤立が進んでいる

Q)（保護者への質問）心おきなく相談できる相手がいるか？

A) 市民アンケート 相談相手がほしい→8.2%

ひとり親世帯 相談相手がほしい→21.0%

対象者アンケート（注） 相談相手あほしい→17.5%

注：対象者アンケートとは「生活保護を受給している世帯、児童扶養手当を受給しているひとり親世帯、寄り添い型学習等支援を利用する世帯に対するアンケート」

（3）フード・セキュリティの現状

相対的貧困率 16.1%ということは、人口の約 6 人に一人、2000 万人近く人が貧困ライン以下で暮らしているということです。少ない可処分所得の中でどれだけ栄養バランスに配慮した食事を取れているかをフード・セキュリティ問題と定義すれば、とりわけひとり親世帯における子どもの栄養不足が指摘され、深刻さが窺えます。

或る調査によれば国内で 230 万人がフード・セキュリティに欠けるといいます（セカンドハーベストジャパン 2015 年『フードバンク運営マニュアル』による）。仮にこの数値を援用すれば、神奈川県では 16 万人を超える人が栄養バランスある食事にアクセスできないことになります。

（4）生活困窮者自立支援活動の現場とフードバンク

生活困窮者自立支援活動の現場（自治体相談窓口、社会福祉協議会、セーフティネット貸付相談窓口など）では、フードバンクと連携して、定期的な食料支援を受けているケースが増えています。東京・神奈川を活動エリアとするフードバンク組織であるセカンドハーベストジャパンへの取材では、生活困窮者自立支援法スタート以降、支援組織との連携関係が強まっています。

困窮者自立支援法の実態は就労につなぐ相談事業で、就労までの生活を支える支援、就労後の精神的・物質的支援を欠くことはできません。施行 3 年後の支援法改定では後退も予測される中、生活の現場での困窮の気づき、市民同士の支えあい・励まし合いこそが、制度を補完しています。

(5)予測される近未来社会と非営利協同のミッション「公正社会」の実現に向けて

格差・貧困は世代を超えて拡がっています。ひとり親家庭・高齢女性単独世帯の相対的貧困率の数値（それぞれ 54.6%、44.6%）が如実に物語っています。相対的貧困はその奥に関係性の貧困や社会的にはく奪、更には絶対的な貧困を隠しています。貧困は見えづらいのです。

政府は生活保障の切り下げにまい進し、「自助」優先、「公助」は後退の一途です。近未来の人々の暮らしは、分断・孤立へと更に追い込まれるでしょう。

公正社会・分かち合い社会をめざした取組が求められています。フードバンクは単に“もつたいない”意識での食料提供ではなく、参加型の分かち合い社会モデルに通じます。「公」が後退する中で、市民の小さな実践（手を差し伸べる）が、「公」をも巻き込んだ社会の公正へとつなぐのです。

3)フードバンクの先進事例調査と県内の活動事例

(1) 先進事例調査報告 ~「フードバンクふじのくに」と「コープフードバンク（みやぎ生協）」（資料 1 p 17）

フードバンクの先進事例調査として、二つのフードバンクの視察・ヒアリングを行いました。フードバンクふじのくには、静岡県労福協と生活困窮者支援を行うNPO法人が中心となって、コンソーシアム方式でフードバンクをつくりました（法人格はNPO法人）。コープフードバンクは現在、コープサンネット事業連合に位置づけられています。元々はみやぎ生協と路上生活者支援団体との連携からフードバンクを始めましたが、現在はみやぎ生協を中心に東北の4県5生協に取組みが広がっています。

(2) 神奈川県内で活動するフードバンク団体（活動事例）

神奈川県内のフードバンクの主な活動主体はセカンドハーベストジャパン（略称 2HJ）とフードバンクかわさきの2団体です。

① 2HJ大和倉庫視察報告（資料 2 p 18）

2HJは2004年から神奈川内の施設や団体（社協含む）への支援を行っています。生活困窮者自立支援法施行（2015年）以降、横浜市を中心に行政や社協との連携が増えてきています。神奈川県内の物流拠点として大和市に倉庫を開設したのが、2015年7月です。倉庫開設にこぎつけたのは資金協力（シャングリ・ラ ホテル東京）があつてのことだと云います。川崎市以外の県内約40の施設団体への配送・引取り拠点として、週2日稼動させています（川崎は東京都の倉庫から配送）。

大和倉庫は、あくまで物流拠点であつて、施設・団体との折衝をはじめとする管理・運営は、浅草橋の本部が行っています。

② フードバンクかわさき視察報告（資料 3 p 19）

フードバンクかわさきの事業実施主体は、高橋実生さんが立ち上げた一般社団ファーストステップです。食料提供を広く呼びかけ、フードバンクかわさきを通じて生活困窮者の自

立支援を行っています。

2013年フードバンクを設立し、生活困窮者の相談・寄り添い支援型で行っています。困窮者支援を行う一次組織であるとともに食料提供を受けてフードバンク機能も担っています。

4) フードバンクの事業スキームと運動モデル

(1) 事業スキーム

日本のフードバンクの草分けはセカンドハーベストジャパン（2002年設立／東京都）です。「Food for all people（すべての人に、食べ物）」を活動理念に、企業サポーター（食品寄贈者）と生活困窮者（支援団体）とを繋ぐ事業モデルを完成したのも、セカンドハーベストジャパンの功績と言えます。

フードバンクの運動を言い表すコトバに、『“もったいない”を“ありがとう”に』がありますが、これを実現するための事業スキームは、フードバンクと食品提供企業との契約関係、同様にフードバンクと生活困窮者（当事者との直接性でなく支援団体）との契約関係がベースにあります。

食べ物の流通・管理を、両者に対してフードバンクが保証するわけですから、一定の専門性が要求されると共に、運営資金の継続的な確保が必要となります。「無償性の原則」ということが運営上のルールとなっているため、フードバンクの運営費用をはじめとして物流費用などを寄付や会費等で調達する必要があります。取材したみやぎ生協では年間の運営費は約2000万円（費用拠出は事業連合構成団体の応分負担）の規模で、事業検討にあたっては一つの目安となるでしょう。

フードバンクが持つべき機能を図示したのが資料4（p20）で、食品関連事業者へ働きかけ、物流を作り食品の管理を行い、支援団体等へ届ける事業スキームです。これとは別に重要なのは、個々の市民が食料を集め（フードドライブ）分けあう運動を成り立たせるスキームです。

(2) 運動モデル

フードバンクをつくる意義は、無償提供の食品を、これを必要とする人々に届けることだけにあるのではありません。フードバンクのしくみをつくることを通じて、困窮者や社会的弱者を支える人々や団体を増やし、また様々なコミュニティ経済のアクターをネットワークすることで、市民によるたすけあい社会・分かち合い社会を実践・具体化することが目的です。

フードバンク事業を日々稼働させることで、非営利協同の団体・個人の活動が今まで以上にエンパワメントされ、相互に触発されることで、新たな参加や活動が生まれることを期待します。

フードバンクの運動モデル（イメージ）を示したのが資料5（p21）です。多様な提供者と地域の資源である福祉施設、チャリティーショップ、生協店舗、学習支援・居場所、保育所

などをフードバンクがつなぎ、必要な市民に届けるのは、コミュニティ配送や配送ボランティアです。

2. フードバンクに係る研究会からの提言

「公正社会の実現をめざす非営利協同の社会的連帯経済の具体モデルとして、 フードバンクを共同でつくりましょう」

1) 神奈川でフードバンクをつくる意義・目的

(1) フードバンクを共同事業として起こし非営利協同組織が持つ資源（インフラ）を社会に開放する

- ① 分断・孤立と格差・貧困が同時進行する厳しい社会情勢にあって、共益を組織目的としてきた非営利協同組織は、今こそ公益に向かいどのような責任を果たすのかが問われています。公正社会の実現をめざし、非営利協同組織による社会的連帯経済の具体モデルを促進させるフードバンクの設立を検討します。
- ② 具体的には、生活協同組合や労働団体が持っている諸資源（インフラ）を活用し、フードバンクをつくり、非営利協同による連帯経済づくりの足がかりとします。
- ③ 協同の資源を社会に開放していくことを通じて、行政政策や市場経済への依存ではなく、また行政や市場が取り組むことのできない、市民参加型による連帯経済－生活困窮者・社会的弱者への支援活動、様々なまちづくり活動（運動）等－のネットワークをつくり、市民活動が活性化することを目指します。

(2) 分かち合い社会のモデルをつくる

- ① 社会的孤立が広がっています。フードバンクは市民によるたすけあいのインフラ（社会資源）づくりです。食品ロスへの企業のCSR等に多くの力を求めるのではなく、おおぜいの市民が参加する支え合いを力とするフードバンクづくりを契機として分かち合い社会をめざします。
- ② 生活困窮者や社会的弱者への支援団体との連携のみならず、非営利協同のネットワークを拡げ、新しい市民活動・事業の創出に寄与します。

2) 非営利協同によるフードバンクの設立に向け、意志ある団体による検討会の設置を提案します。

(1) フードバンク設立に向けた検討会での検討を経て、一定の時期に準備会に移行します。

- ①最も歴史のあるフードバンクである2HJの設立(2002年)後、格差による貧困の拡がりが顕在化し、現在約30団体のフードバンクが設立されています。これらの組織は、多くが社会的な困窮に対して市民の止むにやまれぬ思いから始まるために、小規模な団体が多く、社会的認知・信用も拡がりにくい状況にあります。神奈川における非営利協同組織の連帯に

よりめざすフードバンクの具体的な有り様をどうつくるのかについては、今回提示した先行事例等を共有・研究し、フードバンクの実践・課題・展望等検討会参加団体の共通認識をさらに深めていく必要があります。

②しかし、ますます深まる社会の困窮を見て見ぬふりはできません。検討・準備会の中でフードバンクの運動および、事業シミュレーションを行い、協同の連帯を一定のスピード感を持って進める必要があります。

③検討・準備チャートの具体化は今後の課題ですが、本研究会としては、11月を目途に検討会を設置することを提案します。その後準備会に移行し、2018年4月のフードバンク稼働を展望します。

(2) 準備会で検討が必要と思われること

非営利協同で目指すフードバンクの検討

- ① フードバンクの目的 設立趣意 ②事業内容並びに事業主体 ③法人格※参考資料
- ④チャート ⑤呼びかけるステークホルダーや生産者、地域で直接性をもつ福祉関係者・市民団体等 ⑥事業計画・シミュレーション など

フードバンク事業組織の法人格については研究会の中で触れましたので、資料として記載します。

<参考資料>

① 法人格検討をした理由

- ・ 全国に広がりつつあるフードバンク組織ではNPO法人を取得する事例が非常に多いです。フードバンクはまさしく非営利事業であり、また寄付を主たる運営費財源に見込む必要があることから、寄付者への税制優遇がある認定NPOへの移行を展望し、NPO法人を取得しています。
- ・ 当研究会の意志ある団体でフードバンク設立を検討する場合、法人格をどうするかが問題となります。NPO法人・一般社団の2つの比較検討をしました。

② 比較検討シミュレーション（準備会検討課題）

- ・ 非営利協同の組織・団体が連携して事業組織を立ち上げるという点で、法人格は一般社団が相応しいと考えます（NPOの社員は自然人だが一般社団は自然人も団体も社員になることができる）
- ・ 各団体が「基金」を拠出することで、設立当初より一定の財政基盤を確保できます。

*NPOは基金や出資金が認められない（借入や私募債は可）ため、事業組織としては一般社団の方が使い勝手がよい。

- ・ 一般社団においても定款に“非営利を徹底する旨の規定”を設ければ、法人税に関する優遇措置を受けることができ、法人運営上有利となります。また各団体の会費は経費処理できます（寄付枠を使わずに損金処理ができる）。

3. 研究会で使用したフードバンク関連参考資料

フードバンク資料1 フードバンク ふじのくに視察報告

資料1 フードバンクふじのくに、コープフードバンク視察報告

	NPO法人ふじのくに	コープフードバンク
所在地	静岡県	宮城県
運営主体	NPO法人ふじのくに <構成団体>…9団体によるコンソーシアム (一社)静岡県労福協、 (公財)静岡県労働者福祉基金協会 静岡県生協連 NPOサポートしみず NPO法人静岡県ボランティア協会 NPO法人青少年就労支援ネットワーク静岡 NPO法人 POPOLO NPO法人ワーカーズコープ 連合静岡	コープ東北サンネット事業連合 ・コープ東北の一部門(専務直轄／事務局責任者は、みやぎ生協文化部長) 取組単協は4県5生協 みやぎ生協 コープふくしま コープ会津 岩手生協 生協共立社
設立	2014年5月19日	2012年4月
設立に至る経過	・2009年静岡県労福協で研究会を立ち上げフードバンク実施の可能性を検討。 ・2012～13年、NPO法人POPOLOで実験取組。 ・2013年設立準備支援 ・2014年5月設立 ■ノウハウを持つNPOと労福協が出会い、連携することで、フードバンクの実施が可能となった	・2008年に路上生活者支援団体との交流 ・2009年3月任意団体ふうどばんく東北AGEIN設立、みやぎ生協が参画。2009年7月NPO法人取得。その趣旨は、みやぎ生協取扱いの食品廃棄削減・食品有効活用によるNPO支援NPO支援 ・NPO支援からみやぎ生協独自のフードバンク事業取組へと転換を図るため、「コープフードバンク」を設立。
機能	中間支援 *個人への食品提供は行わず団体を通じて行う	中間支援 *個人への食品提供は行わず団体を通じて行う
連携組織・団体 <食料提供>	行政・社協…県内35町中34市町 障がい者支援団体…19団体(2015年12月現在) 生活困窮者支援団体…10団体(同上) 子どもの居場所支援…1団体 薬物依存等回復団体…1団体 中間支援団体…1団体	児童養護施設、児童福祉施設、DV被害者シェルター、路上生活者支援団体、生活困窮者支援団体、障がい者施設支援団体、被災者支援団体、被災者自治会、社会福祉協議会 等
連携団体・企業 <食料供給>	・静岡缶詰協会(SSKセールス、ホテイフーズコーポレーション、いなば食品、はごろもフーズ) ・静鉄ストア *生活協同組合ユーコープ *労福協 ・静岡労金 *自治体(フードドライブ)	・みやぎ生協の食品関連の取引先に、組織的に協力の呼び掛けを行った。⇒提供・提携企業は70社(2015年12月現在)
取扱食品	常温品のみ(賞味期限1ヶ月以上)	常温品+冷凍品 提供食品は製造メーカーが設定する「販売期限」は過ぎているが、「賞味期限」を残している食材。 また日用品の寄贈も呼びかけている
施設	商店街の店舗を賃借 1F:フードバンクふじのくに倉庫兼事務所 2F:NPO法人POPOLO事務所	・みやぎ生協の元共同購入センターである富谷センターを活用(賃借) ・倉庫部分は約200坪・設定家賃は月額66・6万(年額800万)
食品管理	パソコンで出入庫・在庫管理、トレース管理 入荷時、出荷時に食味チェック励行	・生協の商品管理データベースを活用し、入出庫・在庫管理、トレース管理を行っている。
運営体制	コンソーシアム型運営 運営の中心は、POPOLOと労福協	事業連の一部門として運営 サポーター制度 団体会員1口3万円／年 個人会員1口1000円／年 法人サポーター105社(2015年12月現在) 個人サポーター950人(2015年9月現在)
マネージメント態勢	職員3名 +ボランティア	事務局長(嘱託職員／非常勤理事経験者)、スタッフ(嘱託職員)の2名 +ボランティア
物流調達提供	・フードバンクが食品提供企業や団体へ引き取りに行く ・送料は支援先負担。必要とする団体が引き取りに来るか、着払い	・食品提供企業負担でフードバンクセンターまで届ける ・事業連の物流機能を活用して、最寄の共同購入センターまで届け、その先は必要とする団体が取りに来る
取扱量	2015年4月1日～2016年1月31日の実績 寄付件数(入庫)383件、入庫総量32トン 頼数(出庫)1163件、32トン * 依頼数は増え、最近は月150件以上	2014年度実績 企業などからの寄贈量 78.9トン 施設・団体への寄贈量 62.1トン
財政規模	年間財政規模は約1000万程度 * 2014年6月25日～2015年3月31日(9か月)の事業費実績は は513万円	* 人件費・物件費について詳細は未取材であるが、家賃800万円、人件費、物件費で2000万円程度か?
助成金・補助金活用等	独立行政法人福祉医療機構助成金(WAM)助成 平成26年度及び平成27年度	農水省の補助金(2015年度)
課題、展望等	県内3区分(西部、中部、東部)では、圧倒的に中部のニーズが多い。現在月150件の申し込みがあり、今後ニーズが多くなると現在のフードバンク倉庫＆事務所では手狭になる。今後は拠点の複数化が課題となる。	フードバンクセンターが郊外にあるため、ボランティア参加が少ない 将来的には人が集まるれる場所に移転することも検討する

フードバンク資料2 2HJ 大和倉庫・お福分け視察報告

●セカンドハーベストジャパン（2HJ）大和倉庫

1) 倉庫

①神奈川県内企業から寄贈される食料品貯蔵倉庫

②物件概要

- 立地 大和市代官山1丁目、小田急桜ヶ丘駅徒歩15分
- 倉庫面積等：倉庫（1F）面積は約14坪、2F事務所（約10坪）
- 賃料・・・・月額約20万

③運営

- 週2日稼動（月・水）
- 配送、在庫管理、入出庫管理等の業務はすべてボランティアによる運営

2) 配送・引取り対応

①神奈川県内（川崎市除く／川崎市は浅草橋本部が対応）の約40の施設・団体への配送・引取り対応を行っている。

②配送方法

- ボランティア（ドライバーズクラブ）による各施設への配送 → 利用40団体中33団体、原則月1回の配送

- 引取り7団体 → 毎週利用も可能、引取り曜日は毎週月曜日午後。



右から2HJスタッフ増
田さん、ボランティア
(ドライバーズクラブ)

出発前に配送する品
目を入力、納品書を作
成する

ドライバーズクラブは自
家用車持ち込み。配達する
数施設分の食料品を積み
込む

倉庫（全景）。一
番手前のシャ
ッターが開い
ている1区画
が大和倉庫

倉庫の中。台車入荷。
箱単位で管理。奥は冷
凍・冷藏庫

●NPO法人まんま、NPO法人さくらんぼの“お福分け”活動

・・・生活困窮家庭への食料支援

NPO法人まんま・・・瀬谷区で親子のひろば『まんま』（横浜市親と子のつどいの広場補助事業）を運営するNPO法人。

NPO法人さくらんぼとNPO法人まんまは、昨年の秋から、生活困窮家庭への食料提供活動を開始。今年からは『お福分けの会』という連絡会をつくっている。

NPO法人まんまは10家族50人、NPO法人さくらんぼは60人に対する支援活動を行っている。

<活動概要>

- 毎週月曜日の午後に、お福分け活動（食料支援）を実施
- ボランティアのドライバーによる引取り（2HJ） → NPO法人まんまで仕分け作業 → NPO法人まんまでの分け合い（各家庭から引取り） → NPO法人さくらんぼ4施設での分け合い



2HJに引き取りを行った
食料品は、いったん「まん
ま」に運び入れ、2団体分
に仕分け。
さくらんぼ分を近くの「保
育室ネスト」に人力で移
動。

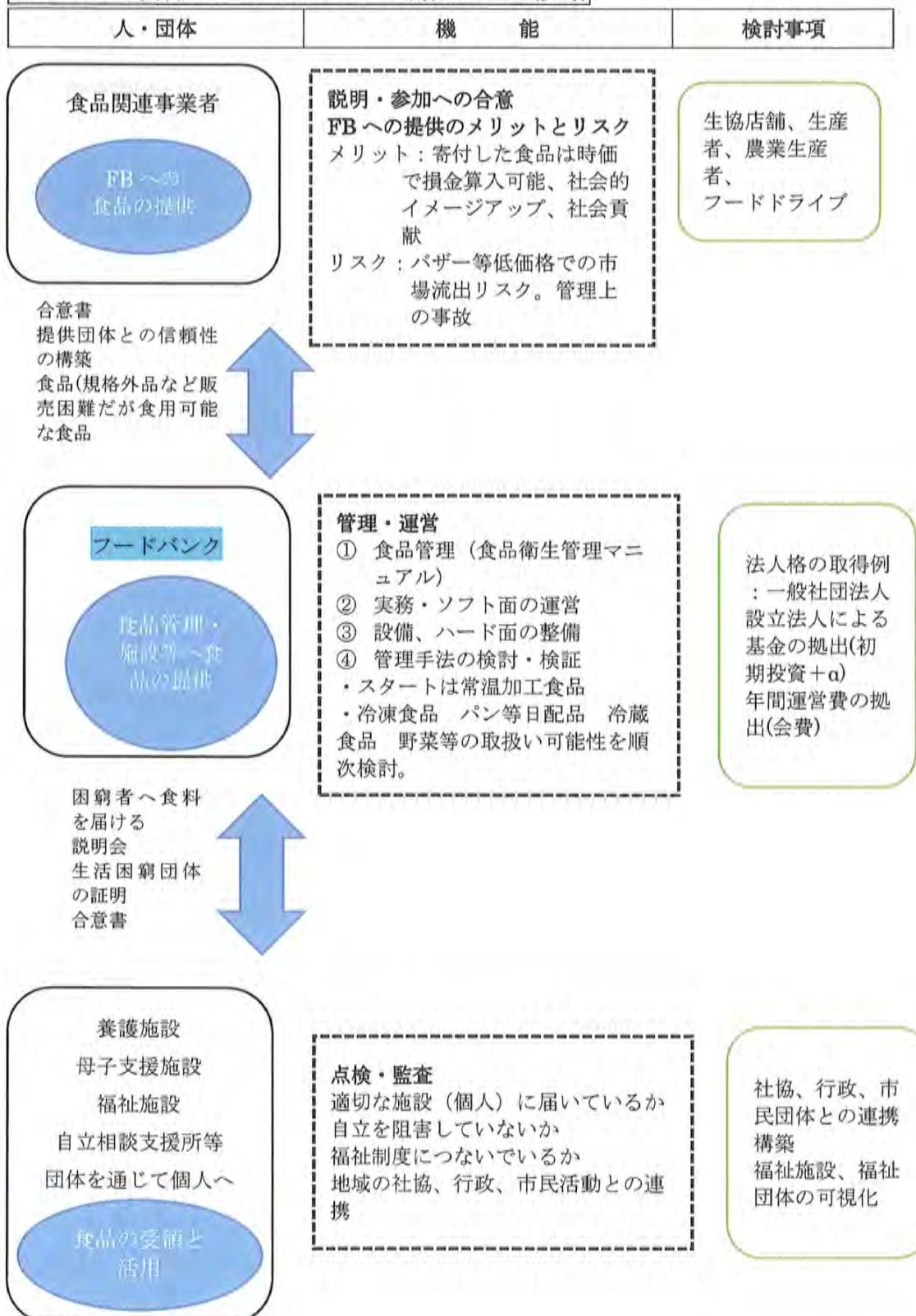


まんま分の仕
分け。今日は
6家族に食料
を提供

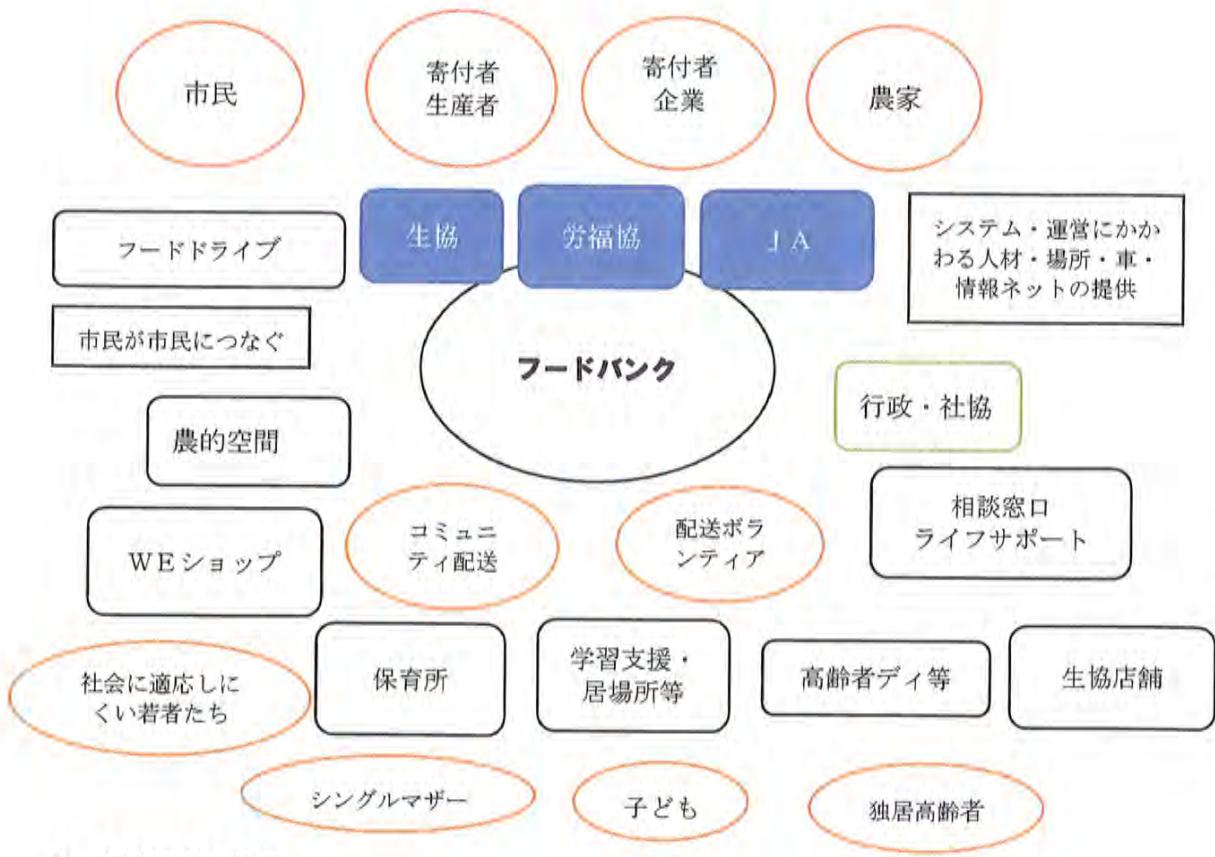
フードバンク資料3 フードバンクかわさき視察報告

事務所所在地	川崎市多摩区菅馬場
運営主体	<p>非営利型一般社団 ファースト・ステップ（代表）高橋実生（みお）さん <u>ファースト・ステップの主な事業</u> •2002年6月任意団体として設立 DV(ドメスティックバイオレンス)支援活動を始める。 生活困窮者支援事業（相談、寄り添い支援） 居場所づくり事業 フードバンク事業（食料、生活用品の配達配布、見守り事業）</p>
設立（事業開始）	フードバンクかわさきの設立は、2013年1月
事業の特徴	<p><u>フードバンクかわさきのフードバンク事業の特徴（WAM助成報告書抜粋）</u> 『平成27年4月までは基本的に配布・配達でしたが、範囲が広がってきたため、発送での対応も多くなってきています。 見守りや生活支援の1つとして「連絡を取りやすくする」ということを行っています。法人契約した携帯電話を貸し出すこともあります。 週に1度の配達時に電話がつながわなければ心配になりますし、場合によっては渡せなくなってしまいます。安否確認と一定した食品の提供のためには、必需品といえます。 電話が止まる事が予想される場合には、あらかじめ連絡方法や受け渡し方法を決めておくことをすすめています。 携帯電話は今ではライフラインの1つです。 中略..... 炊飯器を提供してご飯が炊けるようにしたり、電子レンジを提供して、レンジで温めが行えるようにしたりなど、家電などを渡すことを行う場合もあります。』</p> <p>●対象：生活が苦しい個人世帯 生活保護中でも状況によりケースワーカーと相談の上で渡します。 「フードバンクかわさき利用登録書」にて利用登録を行い、「フードバンクかわさきをご利用されるうえでの約束事」を渡します。</p> <p>●渡し方：配布・配達・発送 配布・・配布場所で渡す 配達・・車で指定の場所に行き、渡す 発送・・宅急便で届けて渡す</p> <p>●利用登録数（※子どもとは利用登録者との関係で同居の25歳未満の子） 平成27年度期首登録数・・・69世帯、119人、内子ども30人 平成27年度期末登録数・・・207世帯、393人、内子ども128人</p>
取扱いの材	食料品（常温品、冷凍品、冷蔵品、野菜）及び生活用品
保管倉庫	3か所（2DK×1か所、8畳程度×2か所） 保管スペース3カ所の家賃・水光熱費=年間360万円（月30万円）
配布・配達回数	週3回（日、月、火）
配布・配達実績	年間4万食
フードバンク協力（賛助）会員	約50名
ボランティア	登録は約40人、実働10数人、
補助金等	2015年度 WAM助成5,174,000円、2016年度も申請中

フードバンク資料4 フードバンクの事業スキーム(参考)



フードバンク資料5 非営利協同セクターでつくるフードバンク(イメージ)



★ 支援拠点の機能

- 各拠点の周辺に存在する食料を必要とする人々（ニーズ）につなぐ

例：週1回拠点に届け、配分し、ニーズ者は取りに来る

ニーズ者はあらかじめ家族構成などを登録

- 拠点にいるコミュニティソーシャルワーカー（制度や地域の仕組みにつなぐことができる人）を通して、ニーズをケア・制度につなぐ

例：保育・就労・生活保護・介護・学習支援・医療などの地域情報、自治体情報とニーズをつなぐ

★フードバンクの機能 ①入口(食品寄贈者)一出口(安全健康な食料から排除されている人たち) をつなぐ信頼の構築。

- ②食品寄贈者と支援拠点(食料ニーズの組織化拠点)の中間組織・機能を持つ
- ③社会への発信機能

- 寄付者の信頼性を確保し、持続可能な食のセーフティネットの構築・維持
- 食品集荷・管理・配送機能
- 地域の拠点との信頼構築
- 政策提言・アドボカシー

III 研究会資料

1) 研究会設置呼び掛け文

非営利協同組織による社会的連帶経済促進に向けた研究会 呼びかけ文

2015年7月31日

柏木 教一（神奈川県労働者福祉協議会 会長）
丸山 善弘（神奈川県生活協同組合連合会 専務理事）
當具 伸一（生活協同組合ユーコープ 理事長）
渡邊たかし（生活協同組合パルシステム神奈川ゆめコーポ専務理事）
半澤 彰浩（生活クラブ生活協同組合 専務理事）
田口 努（公益財団法人横浜YMC A総主事）
井上 雅喜（特定非営利活動法人参加型システム研究所 所長）
大石 高久（公益財団法人かながわ生き活き市民基金専務理事）

安倍自民・公明連立政権による強者の政治は、社会分断を加速化し、格差を拡大し、貧困層の増大をもたらしています。安倍政権は、既に破綻している「経済成長がもたらす豊かさ」「自助努力・自己責任」「強い国家」などの幻想（Japan is Back）を振りまき、社会運動形成の遅れた日本の市民社会を、体制内で利益を享受する少数派と体制から零れ落ちる多数派に分断しています。このアベノミクス政治に対抗していくためには、経済成長に拠らない、共助・互助を基盤とした、分権型の政治と共に市民の公へのアクセスが不可欠であることは言うまでもありません。この後者の政治を実現していく上で、わたしたちは何ができるでしょうか？

私たちがとるべき道は、強い国家形成でも、多国籍企業の莫大な利潤のオコボレを頼みにする社会では無論ありません。人間らしく生きることを実感できる自助・互助の繋がりがあり、関係性の中で自己を創造できる人権・自由・民主主義に向かう社会や経済をめざすべきでしょう。それは市民とその事業・運動による＜関係性の回復＞戦略ともいえます。現代社会においては、労働者・市民の個々の努力は結果として企業の収益拡大、お金持ち（株主）所得の増大に繋がり、強者の政治・強者の企業経営に手を貸すことにしかならず、却ってますます分断を深め労働疎外・人間疎外とが貧困スパイラルに運動する社会に既になってしまっています。この日本社会にとって直面する新しい構造変化に対して、私たちが培ってきた諸資源を、関係性の回復や創造に向かわせることを通じてアソシエーション社会・コミュニティ（協同・協働の）経済を創出することが、労働疎外・人間疎外を克服し、納得性の高い人間性を獲得することが可能な社会の実現に繋がるのだと考えます。

2015年4月「生活困窮者自立支援法」が施行されました。この法律は自治体による生存弱者への基本対応（スキーム）を定めるものですが、施行前から“就労支援一辺倒”で、“今必要な生活支援”という生活困窮者の基本ニーズとのミスマッチを起こすのではないかという懸念が表明されています。また、生活困窮者への支援態勢の構築のためには地域社会のステークホルダー（市民活動団体、自治会、福祉・医療関係者、労働団体等）との連携ビジョンが不可欠と考えられますが、自治体事務というあり方が強く、このままでは問題解決が立ち遅れることも懸念されます。生存弱者の社会的包摂は、連帯社会構築の基礎であり、地域社会が持つべき基本的な役割であり、従ってまた基礎自治体による生存権を守る施策の中心に位置づけられます。このような視点に立って、市民の手で、問題を可視化し、課題解決に向けた一歩を踏み出すことが求められます。

市民主導の問題解決の一翼を担うことを目的に、「(仮称) 非営利協同によるマイクロクレジット研究会」を設置します。この研究会では、格差・貧困社会がもたらしている諸課題に対して、市民主導による解決に向けた先駆的な実践の調査・研究を行い、県内の非営利協同組織のイニシアティブの発揮の具体化を検討し、次なるステップをめざしたいと考えます。

ぜひ研究会に参加ください。そして、共に考え、行動していきましょう。

2) 研究会メンバー一覧

肩書は 2015 年 9 月現在, 繼承略
 ☆・・・オブザーバー参加 ◎・・・座長

団体名	氏名
神奈川県労働者福祉協議会	鈴木充（事務局次長） 2006 年 2 月迄
	野辺孝久（事務局次長） 2006 年 3 月以降
神奈川県生活協同組合連合会	丸山善弘（専務理事）
生活協同組合ユーヨープ	當具伸一（理事長）
	小林正明（執行役員 県本部長）
パスシステム神奈川ゆめコープ	渡邊たかし（専務理事）
生活クラブ生活協同組合	半澤彰浩（専務理事） ◎
	五十嵐仁美（理事長） / 藤田ほのみ（2016 年 6 月以降）
	澤口隆志（新規事業担当）
	城田喜子（副理事長） ☆
	片山丸（たすけあいネットワーク事業部長） ☆
横浜 YMCA	田口努（総主事）
	高村文子（国際・地域事業担当チーフディレクター）
参加型システム研究所	井上雅喜（所長）
	菅原順子（事務局スタッフ）
全労済神奈川県本部	出島隆史（常務執行役員）
中央労金神奈川県本部	板谷明人（副本部長）
	高橋恭一（営業担当部長）
福祉クラブ生活協同組合	児玉英憲（専務理事）
ワーカーズ・コレクティブ協会	岡田百合子（専務理事）
神奈川ワーカーズ・コレクティブ連合会	白尾有紀（副理事長）
女性・市民コミュニティバンク	向田映子（理事長）
	瀬下章子（理事）
神奈川県地方自治研究センター	上林得郎（理事長）
センター事業団 神奈川事業本部	成田誠（本部長）
	鳴海美和子（副本部長）
地球の木	丸谷土都子（理事長）
	筒井由紀子（事務局長）
WE 21 ジャパン	藤井あや子（理事長）
かながわ生き活き市民基金 (兼事務局)	大石高久（専務理事）
	荻原妙子（副理事長）
	小島隆（事務局）

3) 研究会 活動日誌

設立記念講演 第1回研究会	日時：2015年9月19日（土）10:00～13:00 場所：生活クラブオルタナティブ生活館 ●講師：高橋均さん（中央労福協アドバイザー） 講演テーマ：社会的連帯経済を実践した人々～戦前・戦後の協同組合運動・労働運動の歩みから ●ゲストスピーカー：石上恵子さん（一般社団法人神奈川県生活サポート専務理事） テーマ：生活困窮者支援15年の実践から～路上生活者自立支援から 障がい者グループホーム、就労継続支援B型作業所の開設・運営へ
第2回研究会	日時：2015年10月17日（土）10:00～13:00 場所：生活クラブオルタナティブ生活館 ●第1部 ゲストスピーカー：岡田百合子さん（NPO法人ワーカーズ・コレクティブ協会専務理事） テーマ：「共に働く」をめざして～就労支援の実践から ●第2部 ゲストスピーカー：鳴海美和子さん（センター事業団神奈川事業本部 副本部長） テーマ：地域循環型資源による持続可能なまちづくり・仕事おこし
第3回研究会	日時：2015年10月31日（土）10:00～13:00 場所：かながわ労働プラザ ●ゲストスピーカー：藤田愛子さん（一般社団生活サポート基金代表理事） 久保田修三さん（一般社団生活サポート基金常勤理事） テーマ：市民が市民を救う～一般社団生活サポート基金10年の実践
第4回研究会	日時：2015年12月15日（土）17:00～19:30 場所：生活クラブオルタナティブ生活館 ●ゲストスピーカー：金指敦之さん（静岡県労働者福祉協議会専務理事） テーマ：静岡県労福協の実践に学ぶ～「地域役立資金」を活用した安心・共生の福祉社会づくりとフードバンクの設立 ●ゲストスピーカー：高橋均さん（中央労福協アドバイザー） テーマ：共益から公益へ～協同組合運動の未来
第5回研究会	日時：2016年1月23日（土）10:00～13:00 場所：生活クラブオルタナティブ生活館 ●ゲストスピーカー：黒沢一夫さん（自治労神奈川県本部労働センター所長） テーマ：社会的連帯経済を考える～労働組合活動の実践から ●ゲストスピーカー：庄妙子さん（生活クラブ千葉理事／くらしと家計の相談室長） テーマ：生活クラブ千葉の生活相談・家計再生支援貸付事業
第6回研究会	日時：2016年2月20日（土）10:00～12:00 場所：オルタナティブ生活館 ●ゲストスピーカー：向田映子さん（女性・市民コミュニティバンク理事長） テーマ：非常利協同で目に見えるお金の流れをつくる～女性・市民コミュニティバンクの実践
第7回研究会	日時：2016年3月12日（土）13:30～15:30 場所：生活クラブオルタナティブ生活館 ●ゲストスピーカー：上田正さん（日生協生活相談・貸付事業アドバイザー／元岩手信用生協専務理事） テーマ：消費者信用市場の変化と相談事業から見えるくらしと家計の変化
第8回研究会	日時：2016年4月23日（土）10:00～12:00 場所：生活クラブオルタナティブ生活館 ●ゲストスピーカー：板谷明人さん（中央労金神奈川県本部 副本部長） テーマ：神奈川労金の運動と今後の展望
第9回研究会	日時：2016年7月9日（土）10:00～12:00 場所：生活クラブオルタナティブ生活館 ●ゲストスピーカー：齋島一匡さん（前 共生地域創造財団事務局長） テーマ：社会的共通資本としてのフードバンク～地域福祉と社会参加を意識したフードバンク活動
第10回研究会	日時：2016年9月10日（土）13:00～15:00 場所：オルタナティブ生活館 テーマ：研究会のまとめ

4) 各回の記録

発足集会・記念講演（2015年9月19日）

社会的連帯経済を実践した人々

～戦前・戦後の協同組合運動・労働運動の歩みから～

ゲストスピーカー

講師 高橋 均さん（中央労福協アドバイザー、前事務局長）

●社会の実相は格差・貧困にある。貧困とは「貧乏+孤立」のことである。労働組合の組織率は20年前に比べ半減（2013年 17.7%）、非正規労働が増え、給与格差は大きくなった（2013年正規473万、非正規168万）。また多くの若者はマイナス（奨学金返済）からの出発である。今の社会は70年前、100年前と酷似してきている。



●庶民自身で作った相互扶助のしくみ、例えば二宮尊徳の報徳五常講（利息を取らない信用事業）は労働金庫の源流と云えるし、大原幽学の先祖株組合は農協の源流と言える。明治後期・日清戦争の頃、協同組合運動・労働組合運動が勃興するが、その淵源は同じであり、今こそ運動の歴史を振り返り、先達の取組みに学ぶことが必要だ。

●敗戦間もない昭和20年12月22日に労働組合法が制定された。これは憲法発布前である。また日本協同組合同盟もいち早く活動を始めた（昭和20年11月）。労働組合と生協が不足している生活物資を共同して調達しようと、上部組織の枠を越えて作られたのが労働者福祉中央協議会（昭和24年8月）である。「福祉はひとつ」の精神の下発足した。

●貧困社会は貧乏というだけでなく人々が孤立していることが特徴的だ。孤立は何も生み出すことはない。共に手を携え、新しい扉を市民が開くことができるよう、協同組織はメッセージを出すべきだ。生協・労働組合・全労済・労金の各運動主体は、今こそ「連帯社会」に向けて手を携えることが必要だ。「支え合い・助け合い（連帯・絆）」の意味を考え、行動することが、今求められている。

「共益から公益へ～協同組合運動の未来」

2015年6月農協法から「非営利条項」が削除された。非営利とは利益を出さないことではなく、利益の利用配当重視・出資配当を制限する意である。非営利条項は協同組合の優遇税制の根拠となっていることから、この改正は政府による協同組合法制改悪（株式会社等とのイコールフッティング）の新たな幕開けになるかもしれない。協同組合陣営は“認可主義”に飼いならされ、自主独立の気風に乏しくなってきていている。社会が劣化し、格差貧困の蔓延する中で、社会の改革に協同組合はもっと関心を持ち、自ら取り組むべきだ。協同組合は大いに利益をだし、組合員に還元するとともに、利益の一部をファンド化し、社会変革に貢献する必要がある。非営利の本来的解釈に立ち、公益活動・事業に取り組むことが、いまこそ協同組合に求められる。（高橋 均）

第1回研究会(2015年9月19日)

生活困窮者支援15年の実践から～路上生活者自立支援から 障がい者グループホーム、就労継続支援B型作業所の開設・運営へ～

ゲストスピーカー

石上 恵子さん(一般社団法人 神奈川県生活サポート専務理事)

- 4月1日に生活困窮者自立支援法がスタートした。施行前から「就労による自立」という側面が強いという批判がある。私もそう思う。身体や精神の回復・維持などの日常生活自立や社会的なつながりを取り戻すための自立がもっと強調されて然るべきだ。また住まいの問題は大きいが「仕事があっても住いがない」という人は支援の対象から外れる。自立支援法の見直しのみならず、社会住宅の促進など、検討すべきことは多い。
- 神奈川県生活サポートは1999年12月に設立(特定非営利活動法人)、2001年に自立支援施設「ハーバー宮前」を開設した。活動の中で多重債務が原因で路上生活に陥る人が少なない中、元社員寮であった建物を紹介され、開設に至った。いわゆる第2種施設は「貧困ビジネス」が跋扈する分野であり、建設前には地域住民の反対もあった。しかし地域集会の中で自治会長の「明日は我が身」という発言があり、一転開設合意となった。利用者に対しては様々な支援—「生活相談」「生活保護申請・障がい者手帳申請」「就労支援(履歴書書き方・衣服貸与やアドバイス)」「通院動向・服薬管理・見守り」「謝金整理」「アフターケア(アパート自立した人への支援)」などを行っている。
- 入居者(利用者)には障がいを持つ者が多い。そのため、障がい者のグループホーム事業を始めた(現在3カ所)。また就労支援を行う中で故なき理由で受け入れを断られるケースもあり、自前の作業所として「キッチンたいむ」(就労継続支援B型作業所)を立ち上げた。一般社団ラビ・アシスタンスをつくりここが運営している。「たいむ」で作ったおかずを「ハーバー宮前」に届けるなど、グループ内で仕事とお金を循環させている。
- 「困っている人はほっとけない」をモットーに活動してきた。「路上で人を死なせたくない」という思い、そして何より「劇的な変化を遂げる利用者がいつも目の前のいること」これこそが生活サポートの事業の原動力である。
- 利用者の高齢化が進み、高齢者サービスを今後事業化する必要がある。触法者の受け入れも課題だ。伴走付就労も作っていかなければならない。現在の利用定員は127名で、52人の職員体制で行っている。職員の待遇改善も課題であり、社会福祉法人格の取得も視野に入れて、事業の安定・拡大をめざしていきたい。

第2回研究会（2015年10月17日） Part 1

「共に働く」をめざして～就労支援の実践から～

ゲストスピーカー

岡田百合子さん（NPO法人ワーカーズ・コレクティブ協会 専務理事）

●障害者・若者・高齢者を対象に、就労支援・社会参加支援を行うと共に「働く場づくり（社会的事業所）」、講座事業として、障害者・若者と共に働くための「心得講座」、企業入門講座などを行っている。

●ワーカーズ・コレクティブ運動が始まった1980年代初頭でから障害を持った若者の就労を受け入れている。2005年の調査では27団体で54人が実習・就労受け入れの実態があった。2005年に障害者の職場体験実習コーディネート事業を横浜市から受託し、以来10年間に亘って生きにくさを抱える若者たちの就労支援を様々な形で行なっている。

●子どもや若者が抱える困難は、出身家庭の貧困、障がい（発達障害含む）、疾病（精神疾患含む）、関係のこじれ（家族・友人・職場）等に起因することが多く、またこれらの要因が重複することで社会的な排除を招きやすい。

●2013年からは生活困窮者自立支援法策定準備段階のモデル事業として横浜市から就労準備支援事業を受託。生活困窮者は制度的には生活保護に至らないという定義であるが、横浜市の場合は生活保護受給者の就労支援も一緒に行っている。横浜市の就労準備支援事業は最大1年間の実習プログラムで、「対象年齢15歳～64歳。週1～3回の実習（1回3時間から）、1期3ヶ月、最大4期まで延長可能」というものである。利用者の年齢構成は20～30代で49%、40～50代で40%、家族の状況は単身者（44%）が多く、母子・子母（19%）も利用が多い。就労を受け入れているのはワーカーズ・コレクティブが圧倒的に多いが、「対等・公平な組織運営」「短時間ワークからスタート」「学び合う、教え合う」などのワーカーズの特徴が効果を生んでいる。

●就労支援活動を通じて見えたのは、①地域に居場所やちょっとした見守りやサポート体制がある、②実習後の「出口」として多種多様な働き場を確保する、③社会参加の場の確保が重要である。地域の生活支援の担い手の組織化・ネットワーク化にも取り組んでいきたい。

これまでの就労支援事業

知的障害者を対象とした職場体験実習	2006年～2007年
無業・失業中の若者へのジョブトレーニング	2006年～
ひこもりだった若者の社会体験プログラム	2007年～
困難を抱える若者たちの就労定着支援事業	2010～2011
生活保護家庭の子供たちの社会参加支援事業	2011～2013
横浜市就労準備支援事業	2013年～

これまでの実績

2006年～2015年 3月末まで462人がワーカーズ・コレクティブやNPOで短期から長期の実習を受け、そのままそこで就労した人が51人、ボランティア参加は9人。支援団体のもとで就活し一般就労した方もいる。

実習風景



第2回研究会（2015年10月17日） Part2
地域循環型資源による持続可能なまちづくり・仕事おこし

ゲストスピーカー

鳴海美和子さん (センター事業団神奈川事業本部 副本部長)

●センター事業団は北海道から奄美大島まで 16 団体 7,800 人のメンバーが働いている。センター事業団は人格なき社団なので、介護事業とか指定管理等を行っていく上で法人格が必要となる時は、企業組合労協センター・NPO 法人ワーカーズコープで事業を行うというように法人格を使い分けている。「出資」「労働」「経営」の三つの柱で私たちは地域活動を展開している。出資金は一口 5 万円、給料の 2 倍を目指に出資し、自ら組合員になって主体的に働くという組織である。



●センター事業団は、30 年前の起業時からビルメンテナンス清掃業をメインとして活動を行い、今現在はその領域を広げ、「ヘルパー業務」「送迎業務」「給食・食堂運営業務」「売店運営」「送迎業務」「植栽管理業務」「保育業務」等の業務を行っている。神奈川県では約 600 名の仲間が働いている。食農関連事業として「豆腐工房」、「養蜂」を開始し、BDF による再生可能エネルギーの創造事業にも取り組んでいる。

●働く場を広げる活動の一環として、神奈川県の足柄市で笑天（ショウテン）という取組を去年の 12 月から始め、生活保護受給者と生活困窮者が農業を通じて自立をしていくための支援を行っている。3 千平米の畑をかり、年齢 16 歳から 64 歳までの人们と一緒になって畑作業をしている。畑を耕し、土を作り、種をまき、野菜を栽培する、栽培した後は自分たちで収穫し、販路をつくり販売するという一連の流れを学べる場として活動を行っている。2015 年 10 月現在 16 名定員のところ 9 名のメンバーで研修を実施。

●足利上郡では農家の高齢化が進み、休耕地になる農地を若者が担い手になり、そこで暮らしながら農業に携わっていく事を目的とした研修を行っている。都市部で支援を行っていく際には、就労の場所が沢山あるため、就労支援する人たちの抱える問題を聞き、仕事をマッチングしていく事が出来るが、郡部だと就労困難な若者と高齢者しかいない状態である。地域で若者たちと一緒に仕事をづくりが、地域での就労支援につながる。

●ワーカーズコープだけの仕事をおこしではなく、地域のネットワークで地域の人たちと一緒に社会連帯で仕事おこしを行うことや、地域の人たちが住みやすい地域づくりが大事だ。地域のネットワーク構築のために多くの団体を訪問し、50 を超える団体のネットワークづくりが出来た。農業、エネルギー、ケアのネットワークがあり、FEC 自給圏のネットワークを立ち上げることができることが分かった。養護学校の先生とも FEC 自給圏の仕事を募集していくこうと取組みを始めている。今後は小田原市に事業所を立ち上げるのでその中で、障がい者支援、地域のコミュニティの構築を行っていく。

第3回研究会（2015年10月31日）

市民が市民を救う～一般社団生活サポート基金10年の実践～

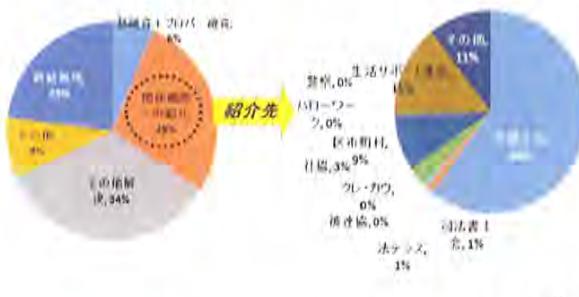
ゲストスピーカー 藤田 愛子さん（生活サポート基金 代表理事）

久保田修三さん（生活サポート基金 常勤理事）

- 生活サポート基金の設立検討は2004年5月に始めた。当時は貸金業規制の前で、貸金業が華やかな時代。モデルとしたのは岩手消費者信用生協（現・消費者信用生協）。岩手信用生協は自治体との提携（資金預託）で、多重債務対策の借り換えローンで成功を収めていた。宮古市の高校卒業者名簿を使った大規模詐欺事件があり、その対策を官民一体で行うという背景があった。めざした信用生協づくりは、東京都の認可が得られず、貸金業法の下でのスタートとなった（当初有限責任中間法人、2009年公益法人改革に伴い一般社団に変更）。
- 2007年に政府の多重債務問題改善プログラムが出され、都道府県毎に対策本部等が設置された。この改善プログラムではセーフティネット貸付（顔の見える相談・融資）が推奨され、生協や協同組合金融にその役割が期待された。

- 2008年には東京都が多重債務対策をスタートさせ、生活サポート基金としては相談・貸付を一体で受託することを望んだが、結果として貸付は労金、相談は生活サポートが受けた。東京都生活再生事業は、東京都・都社協・中央労金・生活サポート基金の連携で行っている。生活サポート基金の役割は相談（家計指導含む）と労金への斡旋である。相談件数は年間1500件（新規＋再相談）。8人工6000万円で受託している。1回の面談時間は約2時間、現状・悩みの聞き取り、生活再生に関する相談で、時間と手間はかかる。また、融資まで至るケースは非常に少ない（労金＋サポート基金独自融資合計で6%）。
- 独自貸付事業の原資は、市民・生活クラブ東京・パルシステム連合会・市民事業団体のファンド募集（予定金利1.5%）で確保。現在約3億円で、セーフティネット貸付は全てこれで賄う。生活困窮者自立支援法が始まり、区や自治体との連携は強まっている。

相談の結果 2014年度



〈お金の流れ〉



第4回研究会（2015年12月15日）

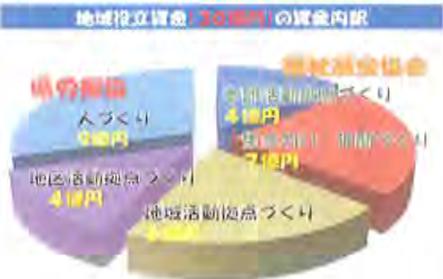
静岡県労福協の実践に学ぶ

～「地域役立資金」を活用した安心・共生の福祉社会づくりと
フードバンクの設立～

ゲストスピーカー 金指 敦之さん（静岡県労福協専務理事）

労働組合・労金がつくった地域ファンド＝地域役立資金

●静岡県労福協では、2010年からの3年間で30億円の「地域役立資金」の積立を実施した。静岡労金が1234会員（構成員24万1千人）に対して年度末に実施する利用配当金を、各会員が静岡県労福協と（公財）静岡県労働者福祉基金協会の2団体に寄付することでつくったファンドである。使途を「①人づくり②地域拠点づくり」（労福協）、「③本部拠点づくり④生きがい・仲間づくり⑤地域活動拠点づくり」（基金協会）の5つとし、検討会や推進会議を設置し、資金活用を具体化している。



●「拠点づくり」は2015年12月現在で18拠点にまで拡大した。各拠点は地区労福協の活動拠点であるばかりでなく、退職者の互助会（サポセン友の会）の活動拠点であり、未組織労働者・370万県民へと活動を広げる要となっている。18拠点中6カ所では、無料電話相談（生活相談・法律相談）を平日9:00～17:00、相談員を配置している。

●「人づくり」としてはWorker's Library（働く人のWEB上の資料閲覧サイト）の開設、若手リーダー育成のためのセミナー、また役立資金の一部を基金化しその運用益で「ロッキー奨学金（給付型奨学金27人=年間540万円）などを行っている。

●組織労働者が減少する中で未組織労働者・退職者の組織化、自主福祉運動が重要で「ライフサポートセンター友の会」の活動としている。会員は5600人、預金1700億円、融資1200億円まで広がり利用配当金（年間5500万円）も自主福祉運動に使用。30億の地域役立資金は活用してこそ意味があり、この活用で組織基盤を強化し活性化している。

フードバンクふじのくにの立ち上げ

●2014年にNPO法人によりフードバンク事業に取り組み始めた。フードバンクふじのくにでは10団体のコンソーシアム型運営。生活困窮者支援に取り組んでいるNPO法人POPOLOと静岡県労福協がコア組織である。行政との協働関係により県域の大部分をカバー。フードバンクふじのくには、生活困窮者支援団体と食料提供の協力団体を繋ぐ役割を果たしている。当初「何故フードバンクか」という声もあり、地域労福協を行脚して学習会を行い合意形成した。連合静岡（労働組合）、生協からの大きな支援があり、運営も軌道に乗りつつある。労福協では各団体がフード・ドライブ（食料寄付）に取り組んでいる。



第5回研究会（2016年1月23日） Part1
社会的連帯経済を考える～労働組合活動の経験から～

ゲストスピーカー

黒沢 一夫さん（自治労神奈川県本部労働センター 所長）

- 自治体労働者・労働組合の特徴は、行政の顔・市民住民の顔という二つの顔を持ち、いわば両義的な存在であることだ。また二つのまなざし（ソトからのまなざし、内側に向かたまなざし）の中での絶えずジレンマを抱えている存在と言ってもいい。
- 運動としては、まず組合員（内部）に向けたいわば自主福祉的な運動がある。私自身1970年代後半に組合活動に入ったが、所属していた支部（200人位）で組合費と一緒に毎回300円程度の積立を行い、これを原資に小口貸付を行なったり、サラ金の借金禍に陥った人の代理交渉を行ったことが何度もある。当時は人事異動もなく、職場はまさしくコミュニティであり、寄り添い型の活動を行うことができた。
- 地域（外部）に向けた運動としては地域コミュニティの問題（障がい者、福祉、ホームレス支援など）の問題解決に地域住民と一緒に取り組むこともやってきていている。障がい者やこれを支援する人々と一緒に地域作業所を立ち上げたこともあるし、寿町ではケースワーカーと一緒に支援活動を行ってきた。
- グローバル化と新自由主義に対するたたかいを、反戦・平和、反差別・人権、反貧困など多くの課題で、自立した市民が社会変革の主体としての方を強めていくことが大事だ。自治体労働者は「二つの顔」という点では、プロボノ（専門家）としてのボランティア的な関わり、行政経験からの非営利事業の起業ということもある。また自治労としてカンパニア（仲介支援）や労働者自主福祉運動を通じた取り組みもある。
- 1980年代の「臨調」以降「官から民」の動きが顕著である。しかし「官」とは何か？官僚組織なのか行政一般なのか、また「民」とは何か？民主主義なのか、市民なのか、民間企業なのか、スローガンに流されるのではなく、その内実を問うことが必要ではないか。新自由主義が跋扈している中、自治体労働者と市民との連携可能性を考えていく上でも「官から民へ」という政策の妥当性を問い合わせておく必要がある。
- NPOが指定管理等行政業務を受託することが増えているが、政府（行政）の補完的な役割に甘んじるのではなく、「批判」を内包した取り組みが大事である。自治体労働者もまた自らの仕事を批判的にとらえ返すことが大事なのは言うまでもない。
- 労働組合と市民組織・NPOとの連携可能性について考えてみた。周辺組織（労金や全労済、労福協など）、場所（組合事務所・組合会館）、空間（情報宣伝）などで可能性を検討してみたらどうか。現実的には、まず共通の目的や共感に基づいた一步を踏み出すということであろうか。助成事業を行っているかながわ生き活き市民基金との活動連携は十分可能であろう。



第5回研究会（2016年1月23日） Part2

生活クラブ（千葉）の生活相談・家計再生支援貸付事業

ゲストスピーカー

庄 妙子さん（生活クラブ千葉理事／くらしと家計の相談室室長）

●2007年の生協法改正で生協によるセーフティネット貸付事業が「組合員の共済を図る事業」として認められることになった。グリーンコープふくおか、みやぎ生協が先駆的に取組み、日生協としてもこれをバックアップし取り組みを広げる目的で貸金業務の管理システムを開発し、意志ある生協に無償貸与することになった。

●生活クラブ千葉グループでは早くから多重債務者問題に関心を持ち取り組んできた。2005年に「多重債務問題研究会」を設置し、弁護士や司法書士を含めた検討の場を設けてきた。2008年にはこれを「生活再生支援センター」に再編、千葉県より生活再建支援相談（24時間365日の電話相談）を受託し「VATICコミュニケーション研究所」が担ってきた。また生活困窮者自立支援事業を、社会福祉法人「風の村」やグループ団体で受託し取組みをすすめている。

●このような経過を踏まえ生活クラブ千葉では中期計画の検討の中で、生活相談・貸付事業の取組みを提案した。2014年3月に理事会の下に貸付事業検討プロジェクトを設置し、6月の総代会で取組検討を提案した。秋に組合員向けの学習会やシンポジウムを開催、12月12日臨時総代会を開催し、事業開始時期（2015年4月）を決定し、貸付に必要な資金は組合員に特別増資の出資を呼びかけた。

●12月までは問い合わせや相談件数は少なかったが、1月以降増えてきている。広報での行政のバックアップはないが、県内生協の協力などもあり、知名度は少しづつ広がってきている。

●2015年4月～2016年3月の実績（追加資料）

電話相談 219件→面談相談者 107人 貸付相談 75% 家計相談 25%

貸付相談 46件の内訳：生活資金貸付 24件、債務整理資金貸付 8件、緊急小口貸付 8件
貸付契約件数 38件、貸付金額 20,440,000円 最大 300万、最少 9万、平均 537,895円

2.多重債務・生活困窮者支援と生協への期待②

2011年内閣府「多角債務問題改善のクラスター」「他の私的金融機関もデュアルモードで扱うべき取組み」の狙いとして
非金融機関である生協の貸付事業が期待される。

生活法

●財政危機から脱却する上での貸付事業を認める
・貸付事業は組合員の資本と組合員からの借入から
・組合員は自己負担とする。貸付金額では10%以下
・組合員のくじくじのセミントと生活再建計画の策定を行うこと
（2013）
・組合員からの貸付金の償還条件の緩和、貸付原資調達のための組合員の食生活も認められた。

生活困窮者自立支援法（2014年1月14日施行）

●本人の状況に応じた扶助のひとつ「寄付型扶助事業」
●寄付の返済の仕組・分析・実施計画策定→他の組合から支援
●必要に応じて販賣の利用料金
●生活困窮者自立支援組合の生活支援と貸付への組合

生活クラブ千葉「くらしと家計の相談室」②

4.生活クラブ千葉「くらしと家計の相談室」②

生活クラブ
くらしと家計の相談室

【融資条件】

●限度額…300万円
●返済方法…利回り6%
●元利均等返済・最長5年
●延滞損害金延滞利率…14.0%
●原則として「生活扶助人」をつける
●生活扶助人…相続者とともに生活再生をめざし、問題解決をはかる人。弁護士費用は負わない。
●ご融資の場合は、生活クラブ生協への加入が必要です。
（加入出資金1000円が必要）

【融資後の支援】

●貸付実施3ヶ月後にアンケートを実施
●就労や復帰の事情などで返済が滞る場合は生活再建と返済計画の組み直し
●必要に応じ、就労支援や貧困の連絡を防ぐための支援

生活クラブ
くらしと家計の相談室

第6回研究会（2016年2月20日）
非営利協同で目に見えるお金の流れをつくる
～女性・市民コミュニティバンクの実践～

ゲストスピーカー 向田 映子さん（女性・市民コミュニティバンク理事長）

●女性による市民事業の起業に対して金融機関は冷淡で融資拒否され、なおかつ連帯保証人として「夫」を要求されることが常だった。1990年代は生活クラブ運動を基盤にワーカーズ・コレクティブが数多く立ち上げられたが起業資金は（擬似的）私募債の発行や生活クラブから借り入れるなど、その確保に苦労した。

●ささやかではあってもオルタナティブな金融をつくるべきではないかと問題提起を行い、気づいた人から始めるという生活クラブスピリットにより有志6人が準備会を立ち上げた。

●当初は「信用協同組合」の検討の検討を行い、認可権者の神奈川県と折衝したが、信組づくりを知る職員は一人も居なく、また設立を当面認めないという銀行局長通達もあって、無理難題を押し付けられるばかりという対応だった。信用組合への取材を続け、信組理事長からのエールもあったが、信組づくりは当面断念し、代表個人による貸金業登録を行い（人格なき社団では貸金業登録出来ないため）事業をスタートさせることになった。

●NPOバンクとしてスタートするために、1口10万、元本保証なし、出資配当なしという条件で出資金を募った。「非営利・相互扶助」「女性・市民を中心」「透明性を高く」「市民事業支援を通じ、地域経済の発展、豊かな地域社会づくりに貢献する」の4つをミッションとし、1998年12月から融資を始めた。

貸し倒れは無く、延滞も2週間が最大である。融資を受けるためには一定額の出資を求めており、いわば現代版の「講」であることが事業の健全性を生みだしている。

●貸金業法改正の時は、全国NPOバンク連絡会で金融審議会や国会議員へのロビー活動を展開し、適用除外を勝ち取ることができたが、金融行政当局は管理監督の強化一辺倒で、歐米のような社会的（非営利）金融を支援する政策や制度は全く無い。

スタートから18年が経つが、今一度原点を見つめ、今後の事業のあり方についても検討し、未来への展望を持てるようにしていきたい。

—女性・市民コミュニティバンクの概要—

- ・1996年～
- ・当初、信用組合を目指す
- ・NPOバンクの一つ
- ・市民の出資金を元手に、主として県内の市民事業等に融資する、出資者どしの非営利の助け合い金融
- ・透明性を重視
- ・女性・市民を優先
- ・貸金業登録

—女性・市民コミュニティバンクの仕組み—



2015年3月末の現況

<出資金>

- ・会員 477（個人393人、団体84）
- ・出資金 1億1478万円

<融資>

- ・累計 174件、5億8836万円
- ・残高 42件 6629万円（出資金に対する融資比率58%）

第7回研究会（2016年3月12日）
消費者信用市場の変化と相談事業から見える
くらしと家計の変化

ゲストスピーカー 上田 正さん

（日生協生活相談・貸付事業アドバイザー／元岩手信用生協専務理事）

みやぎ生協「くらしと家計の相談室」の状況

2013年9月～2015年12月までの実績

・電話相談件数:	2,317件
・新規相談件数:	1,350件
・延べ相談件数:	2,654件
・貸付支援件数:	473件
・貸付支援金額:	4億2,063万円
・平均貸付金額:	89万円

相談室は仙台駅東口徒歩3分
平木ビル8階に相談室5室
相談員は相談室長含め4人



※ コーブードバンク利用 49 件
緊急小口貸付(無利息) 86 件

消費者信用市場の変化と相談事業から見える
くらしと家計の現状

- 家計をめぐる状況
- 消費者信用市場の変化
 - ・貸金業法改正による貸金業者の淘汰
 - ・銀行カードローン急増
 - ・クレジットショッピング「リボ払い」の普及と懸念
 - ・過払い金返還の終焉
 - ・返済困難者の増加
- 相談・貸付事業の状況(みやぎ生協の事例から)

- 貸金業法改正以降、消費者金融市場は激変した。10年前の平成17年に約1万あった貸金業者は10年後の平成27年には約1800となり、貸金業者は淘汰され、法改正の狙い通りとなった。他方で、銀行カードローンの急増やクレジットショッピング「リボ払い」が普及し、返済困難者が急増しつつある。
- 大手銀行によるカードローンを支えているのが、貸金業者が担う保証業務である。看板は大手銀行だが、内実は貸金業者に保証業務を丸投げしている。銀行は回収リスクを負わず、いまやカードローンは銀行の収益の柱にまでなっている。
- 消費者金融以上に深刻な被害を生んでいるのが、リボ払クレジットである。販売信用市場が急速に拡大し、消費者信用市場59.5兆円の80%を占めるまでになっている。
- みやぎ生協では相談・貸付事業を2013年に開始し、今年3年目を迎える。相談者の高齢化、1件当借入額の減少(当初100万/件 → 70~80万円/件)等の傾向が現れている。生協の相談・貸付事業で想定したのは、急な出費に対して金融機関からは借りられない層(事故情報登録者)や多重債務の整理であったが、相談ニーズは、社協貸付基準(住民税非課税)や生保基準(所謂無産状態)の層まで広がっている。
- 生協による相談・貸付事業は、無料相談を通じた家計の再生・自立化(生活再建)であり、相談・家計指導に資源投入を行わなければならない。同時に貸金事業としても自立しなければ持続できない。ここに難しさがある。みやぎ生協の相談・貸付事業としては、まず自立事業モデル(貸付残高3億5千万円)の達成である。2014年末貸付残高は2億7千万円であり、事業スケール上は今一步のところまで来ている。

**第8回研究会（2016年4月23日）
神奈川労金の運動と今後の展望**

ゲストスピーカー

板谷 明人さん（中央労金神奈川県本部 副本部長）

- 1949年（昭和24年）に労働金庫法が成立し、1950年（昭和25年）の岡山での労働金庫設立をスタートに1955年までに各都道府県で労金が誕生した（沖縄労金は1966年設立）。神奈川労金の設立は1952年である。
- 労働金庫法は団体主義で、1号会員が労働組合、2号会員が生協、3号会員が公務員組織、そして4号会員が退職者や未組織労働者となっている。組織労働者の減少により、4号会員のウエイトが高くなっている。
- 労金は1996年の労金協会長期ビジョンで全国一本化（日本労金）の道を追求したが、厚労一財務の意見不一致もあり、実現しなかった。
- 地域密着的な金融として、自治体提携融資制度（勤労者生活資金貸付制度）を神奈川県内29市町村と提携して行っている。自治体からの預託金の3倍までの融資を労金が行うという制度である。
- 労金は個人向け融資が中心で、団体（市民団体や非営利法人）への融資は少ない。リスクマネジメントの蓄積が無いためだが、社会的金融という意味では課題であると認識しており、今後の課題と考えている。
- 少子高齢化の時代にあって、労働者・市民の側に立った金融を今後どう構築していくか既に大きな転換の時期に来ている。連帶をキーワードに改革をすすめていきたい。

<労金が進めている多重債務者支援を中心とした活動>

労働金庫は協同組合金融機関として、会員組合員に対する生活改善運動を会員と共に取り組んでいる。その歴史は古く、1983年全国労働金庫協会の「サラ金対策全国キャンペーン」に遡る。以来神奈川でも「サラ金相談会」を開催し今日に至るまで脈々と生活応援運動を展開している。

現在は、多重債務相談はもとより、多重債務に陥らない運動に重きを置いている。神奈川県（地区）での多重債務セミナー開催回数は2015年度61回（2014年度73回）、ライフプランセミナーの開催回数は2015年度409回（2014年度374回）。さらには高校生向けの金融教育（クレジット等）にも取組んでいる（2015年度11校、2014年度8校）。

第9回研究会（2016年7月9日）
社会的共通資本としてのフードバンク
～地域福祉と社会参加を意識したフードバンク活動～

ゲストスピーカー
龍島 一匡さん（前共生地域創造財団事務局長）

●日本のフードバンク活動の草分けは「セカンドハーベストジャパン」（以下2HJ）。 「ガイアの夜明け（2007年）」に取り上げられ、日本各地でフードバンクの組織づくりが始まった。現在日本には40～50のフードバンク組織がある。非営利の市民活動が多数で、社協主導（青森、大分）、ワーカーズコープ（千葉）、生協（みやぎ生協、コープさっぽろ、グリーンコープ）がある。

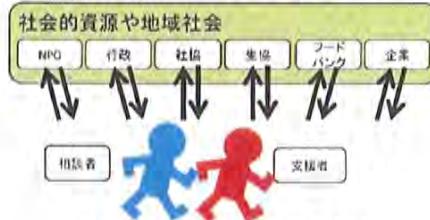
●フードバンクには「もったいない=食品ロス」と「福祉・貧困」の2つの入り口がある。継続しているのは、後者のテーマである。フードバンク山梨は地域課題としての貧困問題に気付くことで、参加者のモチベーションも高まった。

●2HJ主導の全国ネットワーキング組織「（公財）セカンドハーベストジャパン・ライアンス」（14団体参加）があり、衛生管理監査や運営サポートを行っている。これに対して、福祉・貧困対策の実践を重視するグループ（フードバンク山梨、フードバンクふじのくに等）がフードバンク推進協議会を昨年に設立した（2016年8月現在17団体参加）。

●2HJは年間予算約1億円、外資系企業を中心に年間8,000万円の寄付を受けており20人のスタッフを雇用している。しかし、他のフードバンクは助成・補助金が主たる収入であり、計画的な運営が難しい。食品は集めやすいが寄付は集まらない。食料提供は「無償性」を原則としており、団体の運営負担が難しい、福祉の専門性を持つ者が少なく、地域の中に活動として拡げていくコーディネート力に欠けるという課題もある。

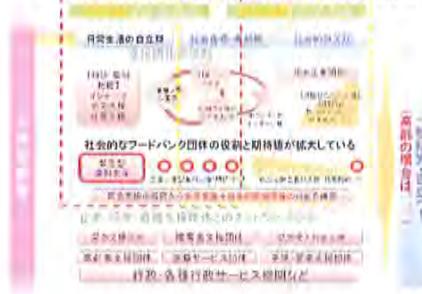
●生活困窮者が増え続けている中で、地域福祉・社会参加型のフードバンクが求められる。財政面で持続可能であり、市民参加をコーディネートできる力量を持った組織でないと、フードバンク事業は継続できない。生協主導でフードバンクに取り組むことを考えたらどうか。食品管理のノウハウを持ち、組合員・市民の資源があり、社会福祉へのビジョンを持っている生協の今後の取り組みに期待したい。

●二つの困難
経済的な困難、社会生活が苦しい「社会的な困難者」も多いため、相談だけでは自立困難なケースは当事者とともに往來しながら支援する。



自立へ向けて様々な伴走者が必要

●フードバンクとしての伴走の形（高齢年齢層に対する支援）
作成 元フードバンク東北アガイン 高橋氏



本研究会は、公正社会実現をめざし、非営利協同による社会的連帯経済を促進する目的で実施され、各テーマに多彩なスピーカーから多大な知見をいただきました。ここに感謝申し上げます。また1年半に及ぶ研究会に参加されたメンバーにも感謝いたします。



公益財団法人かながわ生き活き市民基金
住所：〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-2-15 パレアナビル6f
TEL : 045-620-9044 FAX : 045-620-9045
Mail : info@lively-citizens-fund.org

2016年9月発行